

平成 27 年度
地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関する調査結果
(環境配慮契約法に関する調査結果 抜粋版)

目次

1 調査目的	3
2 調査概要	3
2-1 調査対象と調査方法	3
2-2 調査項目	3
2-3 回答状況	4
3 調査結果	6
3-1 調達方針及び契約方針について	6
3-1-1 方針の策定および具体的な取組（問2-1、問2-2、問2-3）	6
3-1-2 方針の策定状況（問2-1、問2-2、問2-4）	8
3-1-3 単独での方針策定の状況（問2-1）	10
3-1-4 環境基本計画等の策定状況および公表状況（問2-2）	12
3-1-5 方針以外の具体的な取組（問2-3）	15
3-1-6 方針の策定見込み（問2-4、問2-6）	17
3-1-7 方針の策定条件（問2-5、問2-7）	19
3-2 環境配慮契約法に関するアンケート調査	22
3-2-1 環境配慮契約の契約案件の有無（問4-1）	22
3-2-2 環境配慮契約の契約割合（問4-1）	29
3-2-3 各分野で随意契約を行っている理由（問4-2）	36
3-2-4 環境配慮契約の組織的取組（類型別）（問4-3）	42
3-2-5 自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の方式（問4-4）	50
3-2-6 環境配慮契約を実施できない要因（問4-5）	51
3-2-7 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問4-6）	53
3-2-8 環境配慮契約に際して参考にしているもの（問4-7）	54
3-2-9 環境配慮契約実績の把握と公表について（問4-8）	56
3-2-10 環境配慮契約の効果およびその定量把握（問4-9）	63
3-2-11 定量効果の把握における具体的な方法（問4-10）	65
3-2-12 契約類型6分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等（問4-11）	66
3-2-13 都道府県別の取組状況（都道府県別）	67

※グリーン購入法と環境配慮促進法に係る質問事項（問3-1～問3-10、問5-1～問5-9）
についての調査結果は掲載していない

H27 グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果

1 調査目的

持続的発展可能な循環型社会の構築のために、グリーン購入および環境配慮契約を普及し拡大する上で、地方公共団体が果たす役割は大きく一層の取組の推進が求められている。本調査は、地方公共団体におけるグリーン購入法および環境配慮契約法、環境配慮促進法に係る取組の実施状況等を調査し、地域の実情に即した推進策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施した。

2 調査概要

2-1 調査対象と調査方法

調査対象：全国 1,788 地方公共団体環境担当部局または調達担当部局

(47 都道府県、20 政令市、793 区市、928 町村、平成 27 年 10 月 16 日時点)

調査時期：平成 27 年 10 月 16 日～平成 27 年 11 月 24 日

調査方法：郵送にて調査票を配布し、紙の調査票を郵送で返送又はインターネット経由でダウンロードした電子調査票を E メールにより返送のあった回答を集計（一部は電話ヒアリング及び FAX での回答も含む）

2-2 調査項目

調査項目は次のとおりである。

<グリーン購入法関連>

- ・基本方針及び調達方針等の策定状況
- ・方針策定以外の取組
- ・グリーン購入（個別品目毎も含む）の実施状況、実績及び課題
- ・グリーン購入法の調達品目以外の独自の品目及び判断基準
- ・グリーン購入による効果把握方法

<環境配慮契約法関連>

- ・環境配慮契約の方針策定、公表状況
- ・各契約類型の契約案件、契約割合、随契理由
- ・各契約類型の取組状況、契約実績の把握・公表
- ・環境配慮契約に当たっての阻害要因、国の施策、参考情報、効果
- ・環境配慮契約の契約類型以外の実施契約、追加検討すべき契約等

<環境配慮促進法関連>

- ・環境配慮等の実施状況及び公表状況
- ・環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1 アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 2-1	方針の単独での策定状況	問 4-3	環境配慮契約の組織的取組状況
問 2-2	環境基本計画等の策定状況	問 4-4	自動車の契約方針
問 2-3	方針策定以外の具体的な取組	問 4-5	環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組
問 2-4 問 2-6	方針の今後の策定予定	問 4-6	環境配慮契約に際して参考にしているもの
問 2-5 問 2-7	方針策定に必要とされる条件	問 4-7	契約実績の把握と公表
問 3-1	グリーン購入の組織的取組状況	問 4-8	環境配慮契約の効果およびその定量把握
問 3-2	グリーン購入を実施できない要因	問 4-9	定量効果の把握における具体的な方法
問 3-3	グリーン購入を実施する上での課題	問 4-10	契約類型 6 分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等
問 3-4	グリーン購入に際して参考にしているもの	問 5-1	環境配慮促進法に基づく情報の公表状況
問 3-5	判断基準を満たした物品等の購入状況	問 5-2	環境配慮促進法に基づく情報の公表手段
問 3-6	グリーン購入法の対象品目以外で実施している品目及び判断の基準	問 5-3	情報公表にあたっての課題
問 3-7	調達実績の把握と公表	問 5-4	調達対象事業者への考慮状況
問 3-8	グリーン購入の効果およびその定量把握	問 5-5	調達対象事業者に対して考慮しているもの
問 3-9	定量効果の把握における具体的な方法	問 5-6	調達対象事業者に対する入札時の対応
問 3-10	グリーン購入全般に関する意見や要望等	問 5-7	調達対象事業者の考慮による効果
問 4-1	環境配慮契約の契約案件および契約割合	問 5-8	調達対象事業者を考慮する上で重要な視点
問 4-2	各分野で随意契約を行っている理由	問 5-9	事業者に対して行っている施策

2-3 回答状況

地方公共団体の規模別および都道府県別の回答数及び回答率は次の表のとおりである。

表 2 地方公共団体の分類別回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率(前年度比)
都道府県・政令市	67	67	100% (0.0%)
区市	793	771	97.2% (0.4%減)
町村	928	875	94.2% (0.4%増)
合計	1,788	1,713	95.8% (0.1%増)

表 3 都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率	都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県、政令市	2	2	100%	滋賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	34	31	91%		区市	13	13	100%
	町村	144	138	96%		町村	6	6	100%
	合計	180	171	95%		合計	20	20	100%
青森県	都道府県、政令市	1	1	100%	京都府	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	10	10	100%		区市	14	14	100%
	町村	30	27	90%		町村	11	10	91%
	合計	41	38	93%		合計	27	26	96%
岩手県	都道府県、政令市	1	1	100%	大阪府	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	14	14	100%		区市	31	31	100%
	町村	19	17	89%		町村	10	10	100%
	合計	34	32	94%		合計	44	44	100%
宮城県	都道府県、政令市	2	2	100%	兵庫県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	12	12	100%		区市	28	27	96%
	町村	22	21	95%		町村	12	11	92%
	合計	36	35	97%		合計	42	40	95%
秋田県	都道府県、政令市	1	1	100%	奈良県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	12	92%		区市	12	12	100%
	町村	12	11	92%		町村	27	24	89%
	合計	26	24	92%		合計	40	37	93%
山形県	都道府県、政令市	1	1	100%	和歌山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%		区市	9	9	100%
	町村	22	22	100%		町村	21	20	95%
	合計	36	36	100%		合計	31	30	97%
福島県	都道府県、政令市	1	1	100%	鳥取県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%		区市	4	4	100%
	町村	46	42	91%		町村	15	14	93%
	合計	60	56	93%		合計	20	19	95%
茨城県	都道府県、政令市	1	1	100%	島根県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	32	29	91%		区市	8	8	100%
	町村	12	11	92%		町村	11	9	82%
	合計	45	41	91%		合計	20	18	90%
栃木県	都道府県、政令市	1	1	100%	岡山県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	13	93%		区市	14	14	100%
	町村	11	11	100%		町村	12	12	100%
	合計	26	25	96%		合計	28	28	100%
群馬県	都道府県、政令市	1	1	100%	広島県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	12	12	100%		区市	13	12	92%
	町村	23	22	96%		町村	9	9	100%
	合計	36	35	97%		合計	24	23	96%
埼玉県	都道府県、政令市	2	2	100%	山口県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	39	39	100%		区市	13	13	100%
	町村	23	23	100%		町村	6	5	83%
	合計	64	64	100%		合計	20	19	95%
千葉県	都道府県、政令市	2	2	100%	徳島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	36	35	97%		区市	8	8	100%
	町村	17	16	94%		町村	16	15	94%
	合計	55	53	96%		合計	25	24	96%
東京都	都道府県、政令市	1	1	100%	香川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	49	49	100%		区市	8	6	75%
	町村	13	13	100%		町村	9	9	100%
	合計	63	63	100%		合計	18	16	89%
神奈川県	都道府県、政令市	4	4	100%	愛媛県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	16	16	100%		区市	11	11	100%
	町村	14	14	100%		町村	9	9	100%
	合計	34	34	100%		合計	21	21	100%
新潟県	都道府県、政令市	2	2	100%	高知県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%		区市	11	9	82%
	町村	10	8	80%		町村	23	20	87%
	合計	31	29	94%		合計	35	30	86%
富山県	都道府県、政令市	1	1	100%	福岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	10	10	100%		区市	26	26	100%
	町村	5	5	100%		町村	32	32	100%
	合計	16	16	100%		合計	61	61	100%
石川県	都道府県、政令市	1	1	100%	佐賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%		区市	10	9	90%
	町村	8	8	100%		町村	10	10	100%
	合計	20	20	100%		合計	21	20	95%
福井県	都道府県、政令市	1	1	100%	長崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%		区市	13	13	100%
	町村	8	8	100%		町村	8	7	88%
	合計	18	18	100%		合計	22	21	95%
山梨県	都道府県、政令市	1	1	100%	熊本県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	13	100%		区市	13	12	92%
	町村	14	13	93%		町村	31	31	100%
	合計	28	27	96%		合計	46	45	98%
長野県	都道府県、政令市	1	1	100%	大分県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%		区市	14	14	100%
	町村	58	54	93%		町村	4	3	75%
	合計	78	74	95%		合計	19	18	95%
岐阜県	都道府県、政令市	1	1	100%	宮崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	21	20	95%		区市	9	7	78%
	町村	21	18	86%		町村	17	17	100%
	合計	43	39	91%		合計	27	25	93%
静岡県	都道府県、政令市	3	3	100%	鹿児島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	21	21	100%		区市	19	18	95%
	町村	12	12	100%		町村	24	24	100%
	合計	36	36	100%		合計	44	43	98%
愛知県	都道府県、政令市	2	2	100%	沖縄県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	37	37	100%		区市	11	11	100%
	町村	16	16	100%		町村	30	23	77%
	合計	55	55	100%		合計	42	35	83%
三重県	都道府県、政令市	1	1	100%	全体	都道府県、政令市	67	67	100%
	区市	14	13	93%		区市	793	771	97%
	町村	15	15	100%		町村	928	875	94%
	合計	30	29	97%		合計	1788	1713	96%

3 調査結果

3-1 調達方針及び契約方針について

3-1-1 方針の策定および具体的な取組（問2-1、問2-2、問2-3）

■グリーン購入

グリーン購入法の調達方針の策定においては、「単独で策定している」は27%であり、「調達方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」を合わせると55%であった。「なんらかの文章で取組んでいる」5.6%を含めると、全体の6割がグリーン購入に係る取組を規定している。

規模別では、都道府県・政令市では100.0%、区市39.8%、町村10.1%が単独で策定している。方針未策定団体（区市および町村）に対する取組促進が必要である。

表4 グリーン購入の調達方針の策定および具体的な取組

団体分類	件数	単独で調達方針	調達方針以外	なんらかの文書で取組	取組を定めていない	無回答
合 計	1713	462	480	96	675	—
	100.0	27.0	28.0	5.6	39.4	—
都道府県、政令市	67	67	—	—	—	—
	100.0	100.0	—	—	—	—
区市	771	307	262	40	162	—
	100.0	39.8	34.0	5.2	21.0	—
町村	875	88	218	56	513	—
	100.0	10.1	24.9	6.4	58.6	—

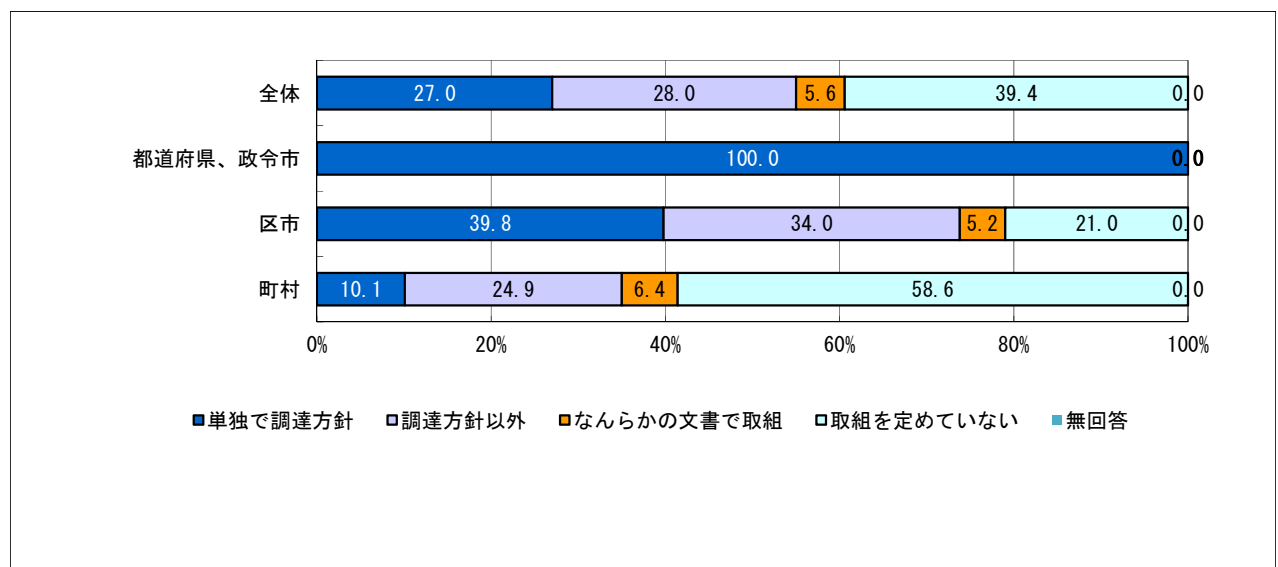


図1 グリーン購入の調達方針の策定および具体的な取組

■環境配慮契約

環境配慮契約の方針策定においては、「単独で策定している」は全体の 4.4%であり、「調達方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」をあわせると 12.5%であった。「何らかの文章で取組」4.0%を含めると、全体の約 16%が環境配慮契約に係る取組を規定している。

規模別では、都道府県・政令市 38.8（43.3）%（約 1/3）が環境配慮契約に取り組んでいるものの、約 6 割は取り組んでいない。区市および町村においても方針の策定率が低いことから、全体として、方針未策定団体に対して取組を促す必要がある。

表 5 環境配慮契約の方針策定および具体的な取組

団体分類	件数	単独で契約方針	契約方針以外	なんらかの文書で取組	取組を定めていない	無回答
合 計	1713	76	138	68	1431	-
	100.0	4.4	8.1	4.0	83.5	-
都道府県、政令市	67	19	7	3	38	-
	100.0	28.4	10.4	4.5	56.7	-
区市	771	47	83	36	605	-
	100.0	6.1	10.8	4.7	78.5	-
町村	875	10	48	29	788	-
	100.0	1.1	5.5	3.3	90.1	-

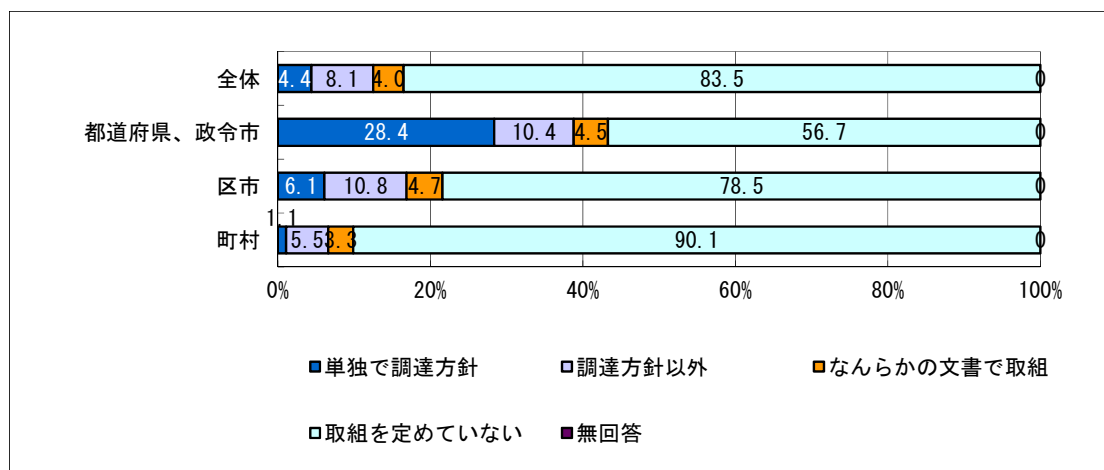


図 2 環境配慮契約の方針策定および具体的な取組

3-1-2 方針の策定状況（問２－１、問２－２、問２－４）

■グリーン購入

グリーン購入調達方針の「策定済み」及び「今後策定予定」は全体の 55.2%を占めており、規模別では、都道府県・政令市 100.0%、区市 74.1%、町村 35.2%となっている。過去 5 年の調達方針の策定団体数の経年変化を見ると、ほぼ横ばい傾向となっていることがわかる。

表 6 グリーン購入の調達方針の策定状況

団体分類	件数	策定済み	今後策定予定	が具体的策定はしない	策定予定なし	無回答
全体	1713	942	4	177	540	50
		55.0	0.2	10.3	31.5	2.9
都道府県、政令市	67	67				
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区市	771	569	2	44	143	13
		73.8	0.3	5.7	18.5	1.7
町村	875	306	2	133	397	37
		35.0	0.2	15.2	45.4	4.2

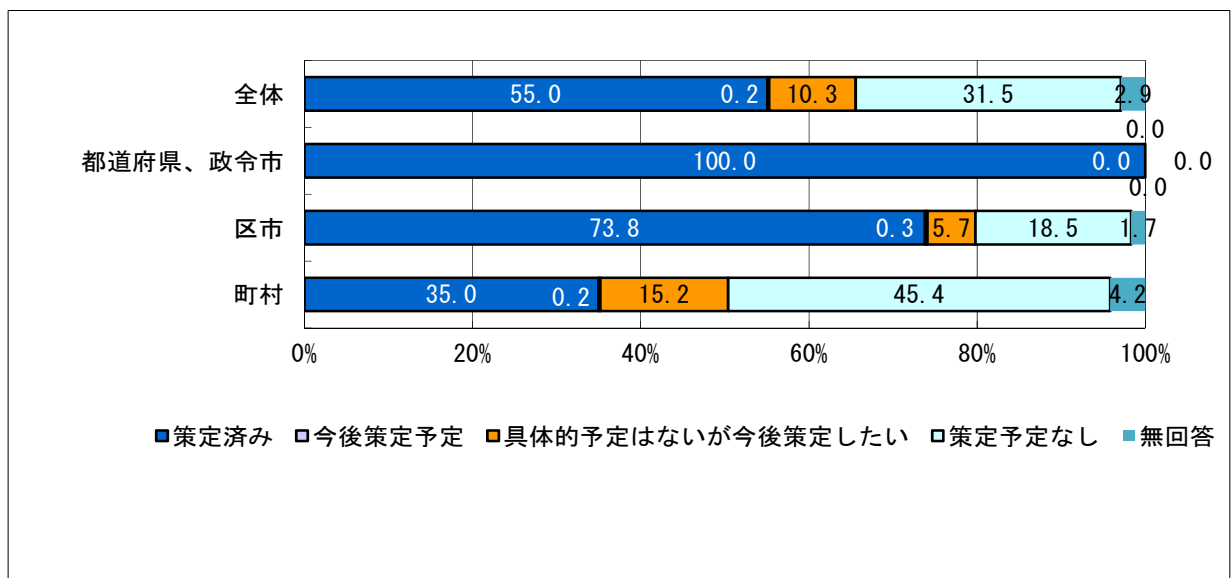


図 3 調達方針の策定状況

表 7 単独での調達方針策定済み団体数の推移

	H27	H26	H25	H24	H23
策定済み団体数	463	458	427	456	472

■環境配慮契約

環境配慮契約方針の「単独策定」及び「環境基本計画等の他計画等に位置付け」は全体の 12.5% を占めており、契約方針の策定団体数は微増ながらも年々増加している。規模別では、都道府県・政令市 38.8%、区市 16.9%、町村 6.6%で、規模が大きいほど契約方針の策定が進んでいる状況となっている。

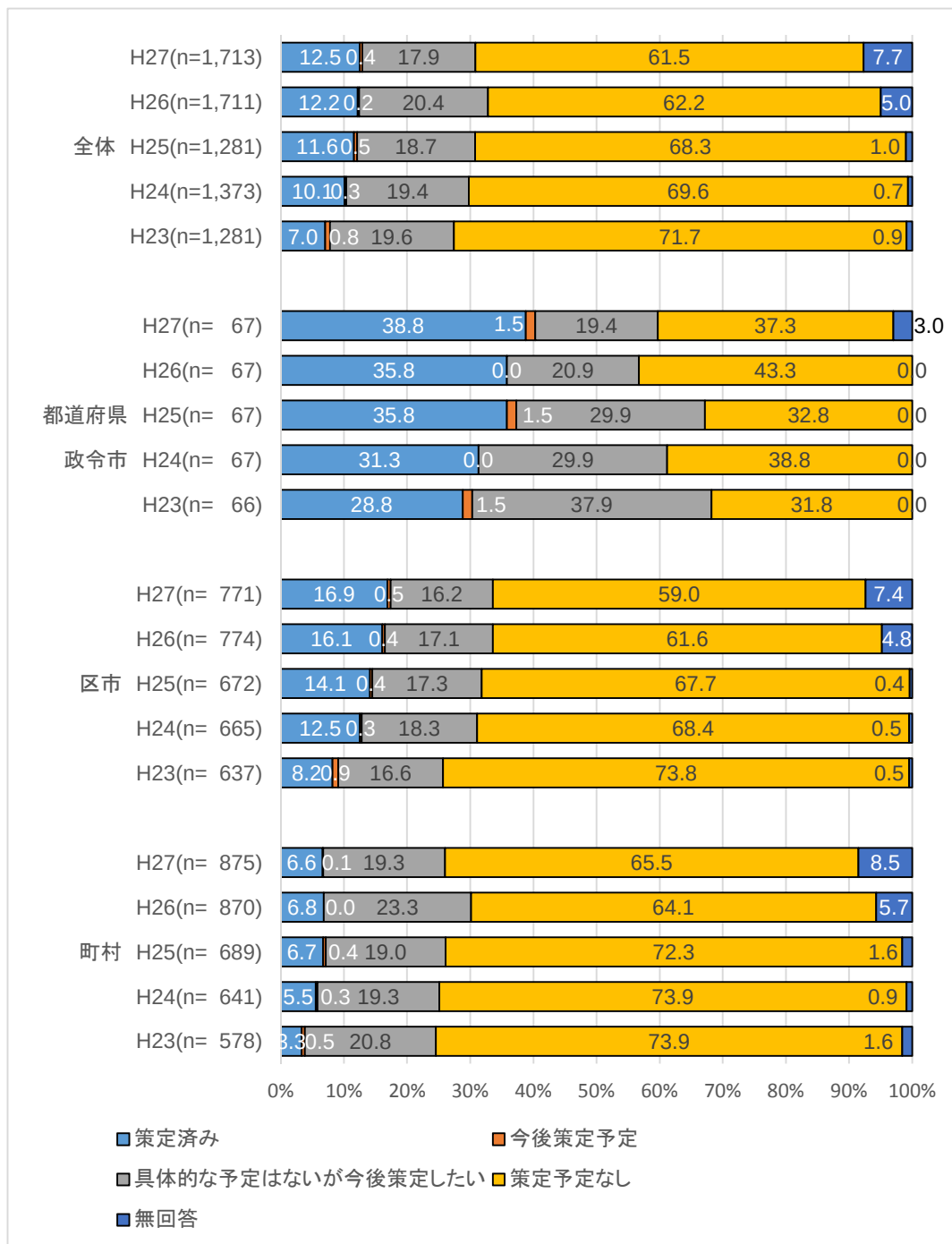


図 4 環境配慮契約方針の策定状況

3-1-3 単独での方針策定の状況（問２－１）

■グリーン購入

グリーン購入単独での調達方針は、全体の 27%が策定している。都道府県・政令市では 100.0%、区市 39.8%、町村 10.1%が単独策定している。

表 8 グリーン購入の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で調達方針を策定している	単独で調達方針を策定していない	無回答
合 計	1713	462	1226	25
	100.0	27.0	71.6	1.5
都道府県、政令市	67	67	—	—
	100.0	100.0	—	—
区市	771	307	460	4
	100.0	39.8	59.7	0.5
町村	875	88	766	21
	100.0	10.1	87.5	2.4

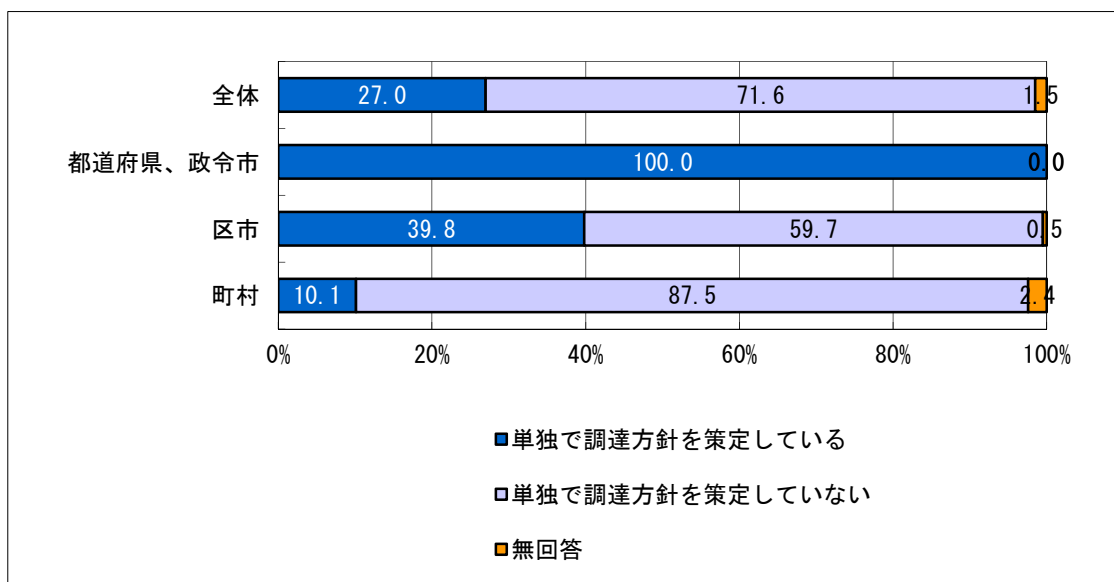


図 5 グリーン購入単独での方針策定

■環境配慮契約

環境配慮契約単独での方針策定は、全体の 4.4%にとどまる。都道府県・政令市では 28.4%が単独策定しているものの、区市では 6.1%、町村 1.1%であり、ほとんどが単独では策定していない。また、エリア別に分析したところ、東京都が最も多く、神奈川県、埼玉県、千葉県の間東エリア、兵庫県、大阪府、奈良県、京都府などの関西エリアを中心に策定されている。

表 9 環境配慮契約の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している	単独で契約方針を策定していない	無回答
合 計	1713 100.0	76 4.4	1598 93.3	39 2.3
都道府県、政令市	67 100.0	19 28.4	48 71.6	—
区市	771 100.0	47 6.1	716 92.9	8 1.0
町村	875 100.0	10 1.1	834 95.3	31 3.5

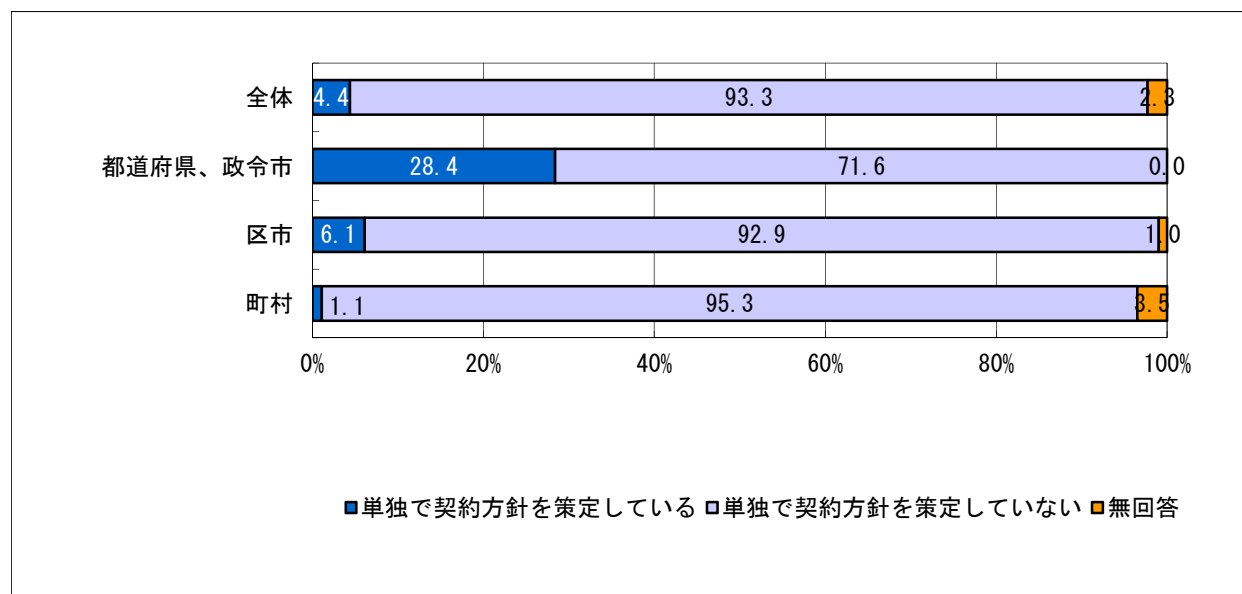


図 6 環境配慮契約単独での方針策定

3-1-4 環境基本計画等の策定状況および公表状況（問2-2）

■策定状況及び方針の位置づけ

単独での方針策定以外に「環境基本計画や要綱等を方針として位置付けている」ものとして、最も多かったのは、「地球温暖化防止に資する計画」が54.2%、「環境施策の基本となる計画」が30.7%となっている。地球温暖化防止に資する計画の中で、「グリーン購入に関連する取組を定めている」と回答したのは694団体、「環境配慮契約に関連する取組を定めている」では120団体であった。

表 10 環境基本計画等の策定状況

策定状況	件数	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	1,713	854	804	55
	100	49.9	46.9	3.2
環境マネジメントシステム	1,713	363	1274	76
	100	21.2	74.4	4.4
地球温暖化防止に資する計画	1,713	1123	549	41
	100	65.6	32.0	2.4
循環型社会形成に資する計画	1,713	375	1243	95
	100	21.9	72.6	5.5
その他	1,713	22	399	1,232
	100	1.3	23.3	75.4

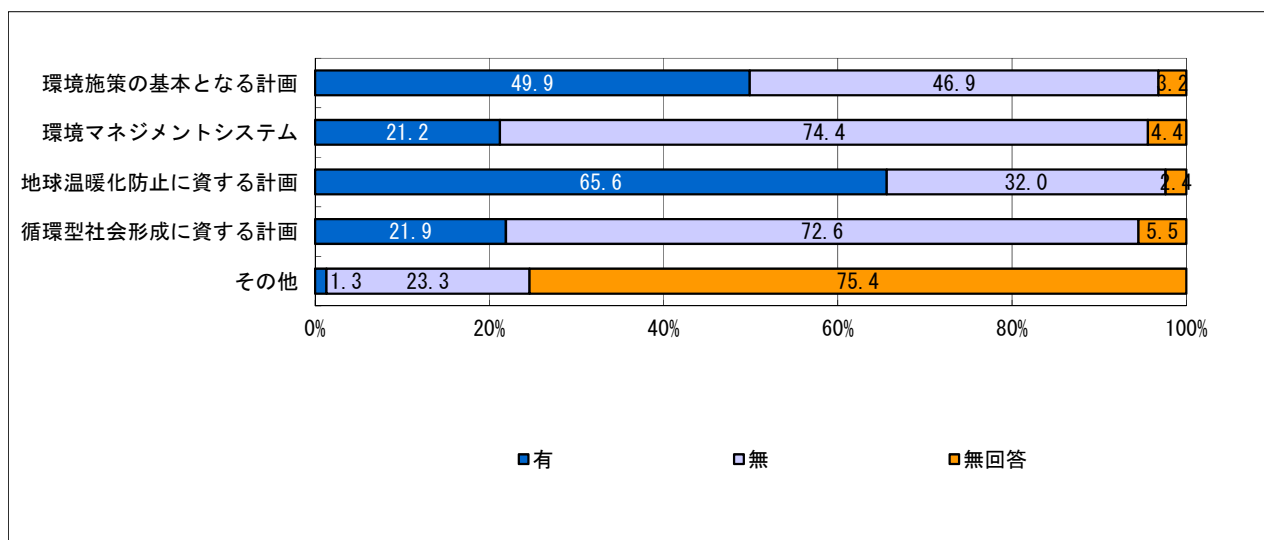


図 7 環境基本計画等の策定状況

表 11 環境基本計画等におけるグリーン購入の位置付け

団体分類	策定状況 「有」 の件数	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	その他	無回答
合 計	1280 100.0	393 30.7	250 19.5	694 54.2	79 6.2	13 1.0	443 34.6
都道府県、政令市	67 100.0	48 71.6	43 64.2	54 80.6	31 46.3	3 4.5	5 7.5
区市	711 100.0	291 40.9	180 25.3	404 56.8	40 5.6	6 0.8	202 28.4
町村	502 100.0	54 10.8	27 5.4	236 47.0	8 1.6	4 0.8	236 47.0

※問 2－2 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

表 12 環境基本計画等における環境配慮契約の位置付け

団体分類	策定状況 「有」 の件数	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答
合 計	1298 100.0	59 4.5	28 2.2	120 9.2	9 0.7	29 2.2	5 0.4	1125 86.7
都道府県、政令市	67 100.0	7 10.4	5 7.5	13 19.4	—	7 10.4	2 3.0	48 71.6
区市	716 100.0	41 5.7	23 3.2	66 9.2	6 0.8	19 2.7	2 0.3	613 85.6
町村	515 100.0	11 2.1	—	41 8.0	3 0.6	3 0.6	1 0.2	464 90.1

※問 2－2 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

■公表状況

環境基本計画等の公表状況は、「環境施策の基本となる計画」が最も高く 90.4%、「地球温暖化防止に資する計画」が 75.4%、「循環型社会形成に資する計画」が 67.2%となっている。

表 13 環境基本計画等の公表状況

団体分類	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	772	48	34
	90.4	5.6	4.0
環境マネジメントシステム	274	72	17
	75.5	19.8	4.7
地球温暖化防止に資する計画	847	223	53
	75.4	19.9	4.7
循環型社会形成に資する計画	252	95	28
	67.2	25.3	7.5
その他	19	2	1
	86.4	9.1	4.5

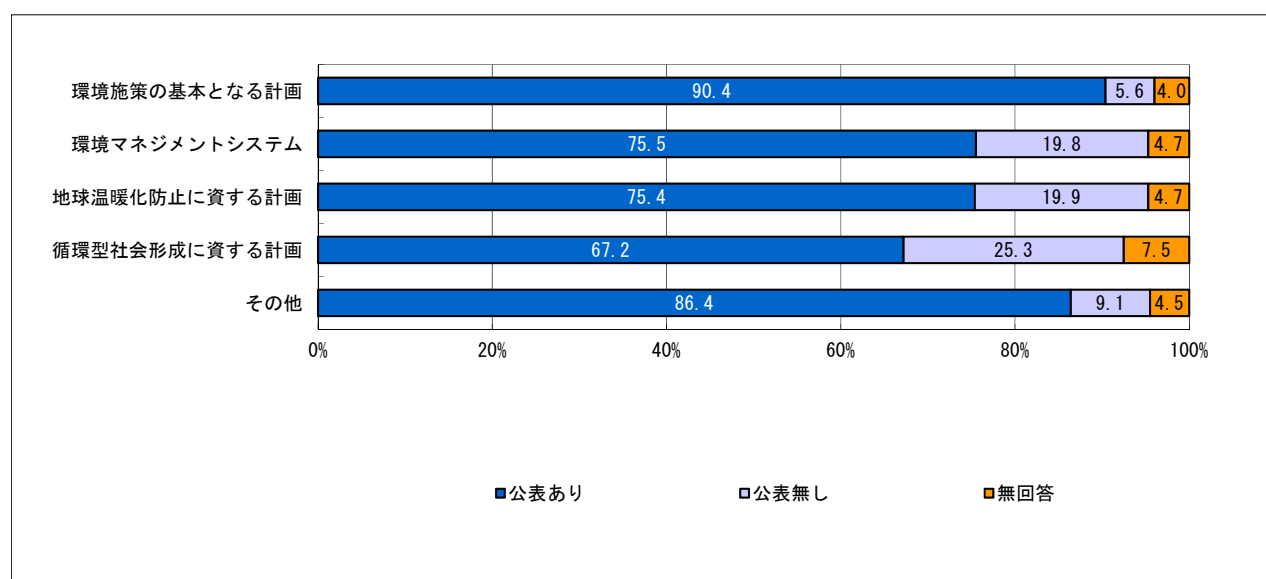


図 8 環境基本計画等の公表状況

3-1-5 方針以外の具体的な取組（問２－３）

■グリーン購入

方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等の送付」26.2%、「体制や手順を定めて実施」13.4%があげられる。都道府県・政令市では92.5%が「各部署へ通知や通達等の送付」、41.8%が「体制や手順を定めて実施」を行っている。

表 14 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

団体分類	件数	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合 計	1713	187	230	449	141	119	110	876	95
	100.0	10.9	13.4	26.2	8.2	6.9	6.4	51.1	5.5
都道府県、政令市	67	22	28	62	12	15	3	1	—
	100.0	32.8	41.8	92.5	17.9	22.4	4.5	1.5	—
区市	771	130	165	283	101	95	52	286	23
	100.0	16.9	21.4	36.7	13.1	12.3	6.7	37.1	3.0
町村	875	35	37	104	28	9	55	589	72
	100.0	4.0	4.2	11.9	3.2	1.0	6.3	67.3	8.2

※問２－３は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

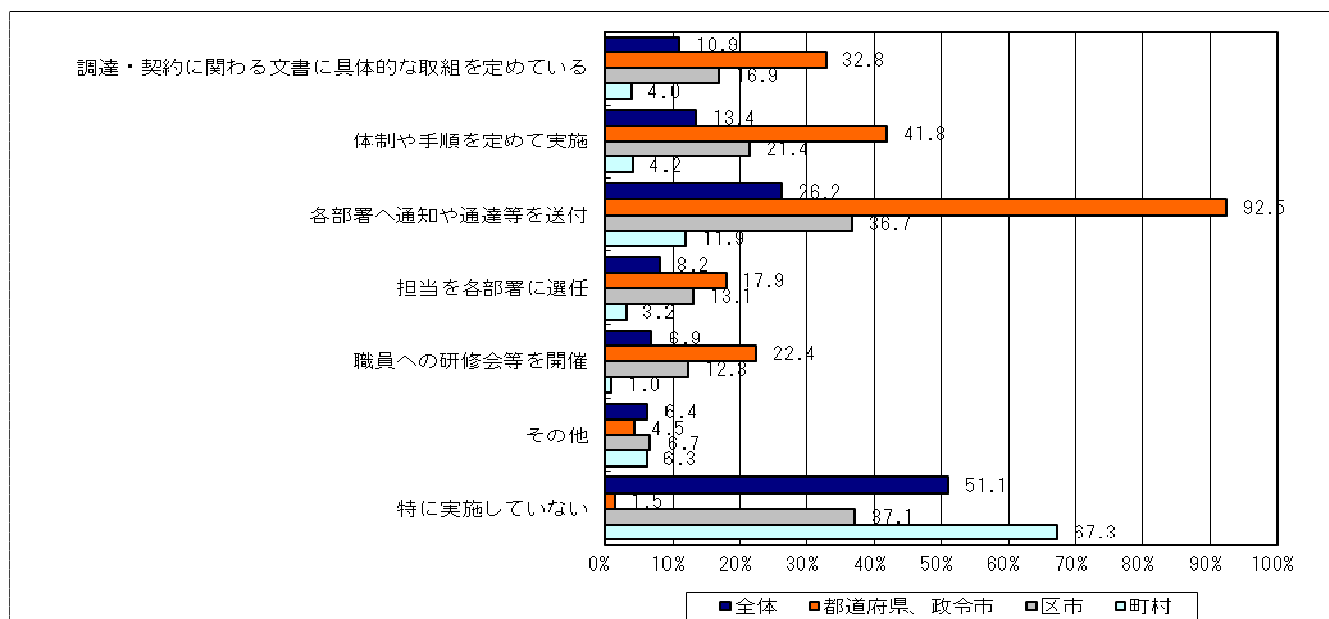


図 9 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等を送付」5.7%、「契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」3.3%があげられる。都道府県・政令市では26.9%が「各部署へ通知や通達等を送付」を行っている。

今後、これらの取組が継続し発展していくためには、通達等の取組の根拠を明確にし、関係部局が方針を策定、あるいは既存の計画等に位置づけていく事が期待される。

表 15 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

団体分類	件数	書に具体的な取組を定めている	調達契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合 計	1713	57	38	97	17	19	30	1106	428	
	100.0	3.3	2.2	5.7	1.0	1.1	1.8	64.6	25.0	
都道府県、政令市	67	9	4	18	1	4	3	20	22	
	100.0	13.4	6.0	26.9	1.5	6.0	4.5	29.9	32.8	
区市	771	39	25	54	15	13	16	450	214	
	100.0	5.1	3.2	7.0	1.9	1.7	2.1	58.4	27.8	
町村	875	9	9	25	1	2	11	636	192	
	100.0	1.0	1.0	2.9	0.1	0.2	1.3	72.7	21.9	

※問 2－3 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は、「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

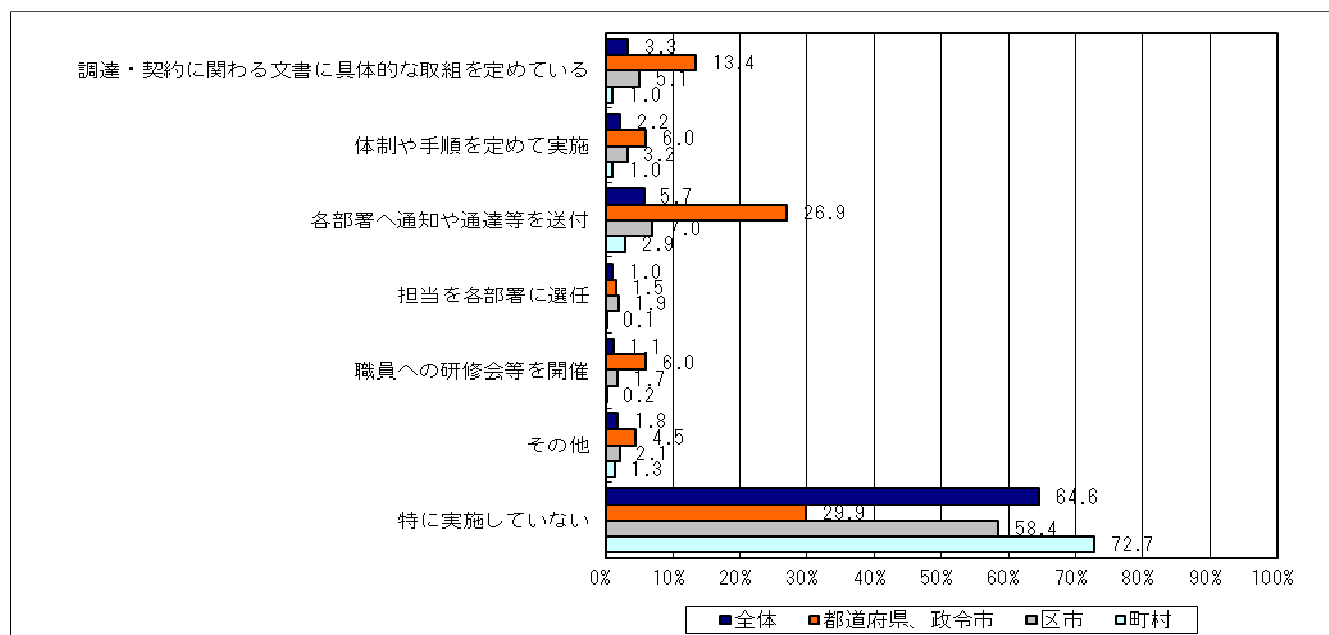


図 10 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

3-1-6 方針の策定見込み（問２－４、問２－６）

■グリーン購入

調達方針等を策定していないと回答した 771 団体（都道府県、政令市は該当なし）のうち、「今後、策定予定」は 0.5%にとどまった。「具体的な策定予定はないが今後策定したい」をあわせると 23.5%になるものの、「策定予定なし」が 70.0%と高く、区市でも 7 割が策定を予定していないことは課題としてあげられる。

表 16 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし	無回答
合 計	771 100.0	4 0.5	177 23.0	540 70.0	50 6.5
都道府県、政令市	—	—	—	—	—
区市	202 100.0	2 1.0	44 21.8	143 70.8	13 6.4
町村	569 100.0	2 0.4	133 23.4	397 69.8	37 6.5

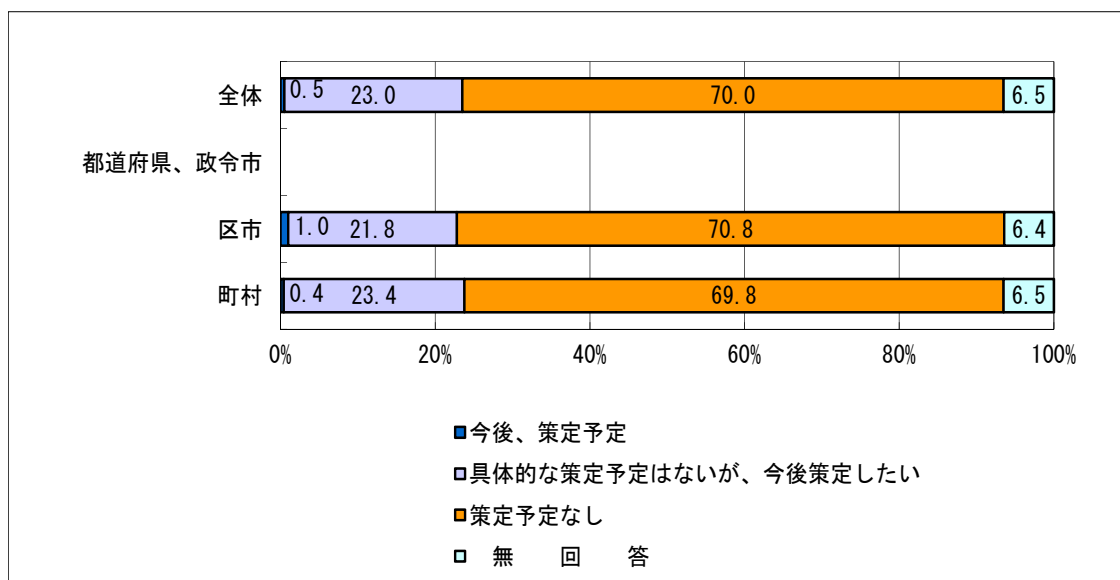


図 11 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針等を策定していないと回答した 1,499 団体のうち、「今後、策定予定」は 0.4%にとどまった。都道府県・政令市では 41 団体が策定しておらず、「今後、策定予定」2.4%、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」31.7%となっている。方針策定に向けた動機づけと支援が必要と考えられる。

表 17 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし	無回答
合 計	1499	6	307	1053	133
	100.0	0.4	20.5	70.2	8.9
都道府県、政令市	41	1	13	25	2
	100.0	2.4	31.7	61.0	4.9
区市	641	4	125	455	57
	100.0	0.6	19.5	71.0	8.9
町村	817	1	169	573	74
	100.0	0.1	20.7	70.1	9.1

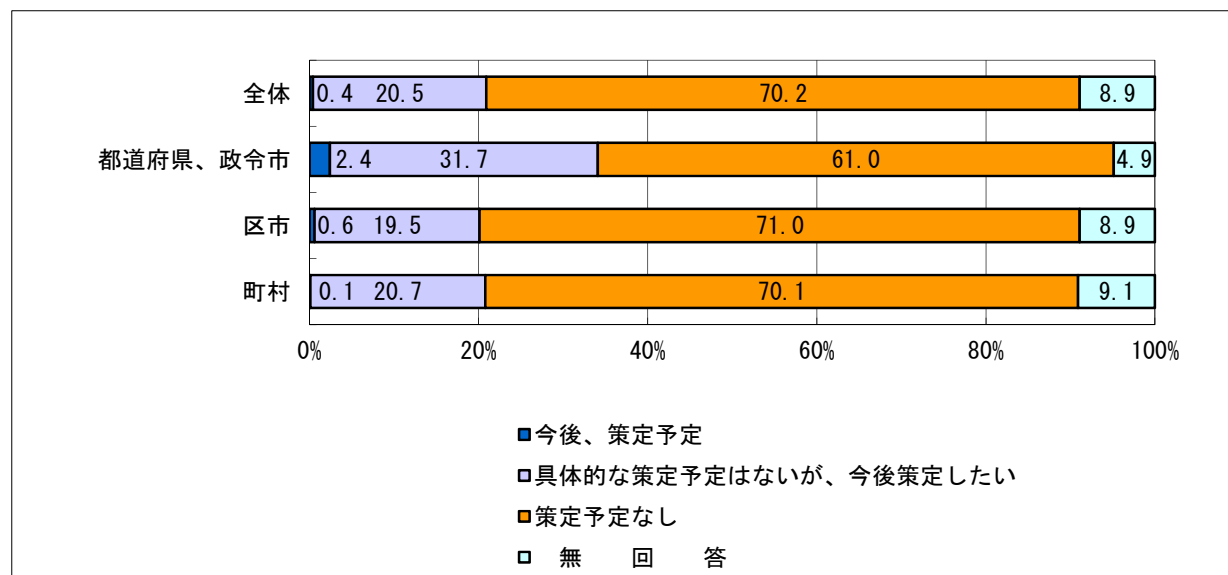
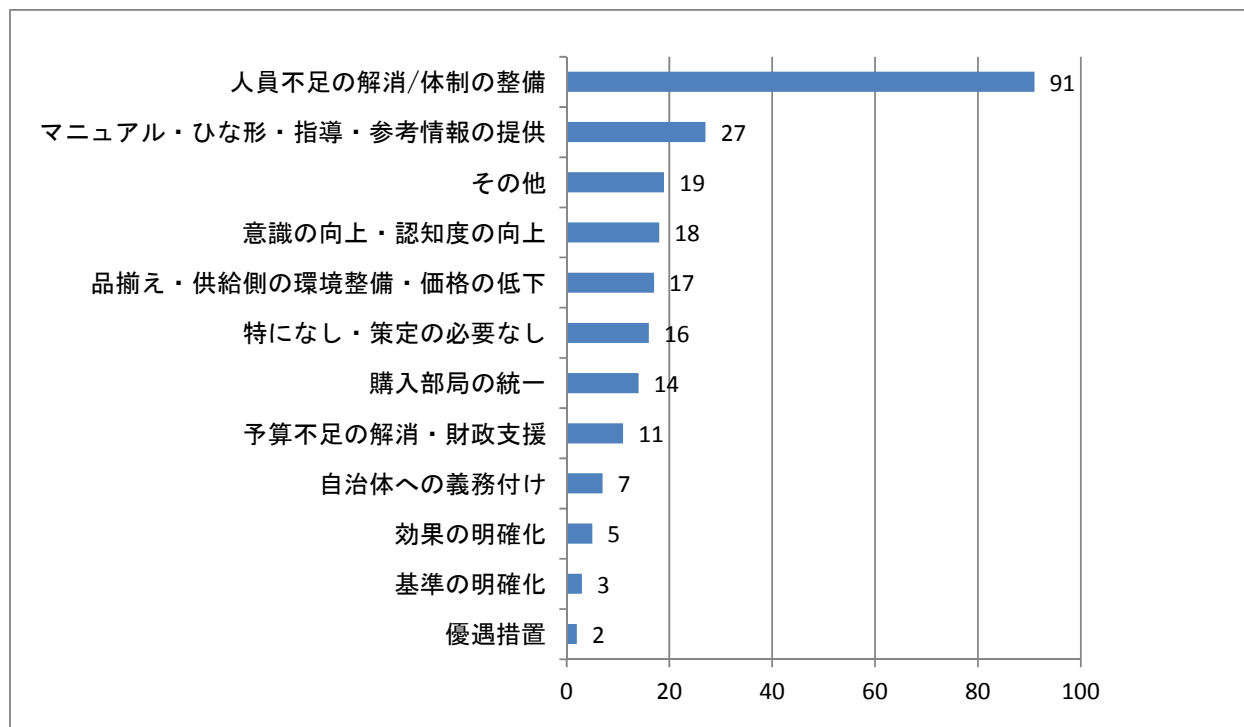


図 12 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

3-1-7 方針の策定条件（問２－５、問２－７）

■グリーン購入

調達方針を策定するための条件として、「人員不足の解消／体制の整備」をあげる団体が 91 団体と一番多く、「マニュアルやひな形・指導・参考情報」が 27 団体あった。「意識の向上・認知度の向上」が 18 団体あり、以下「品揃え・供給側の環境整備・価格の低下」と続く。



※数値は団体数

図 13 調達方針の策定条件

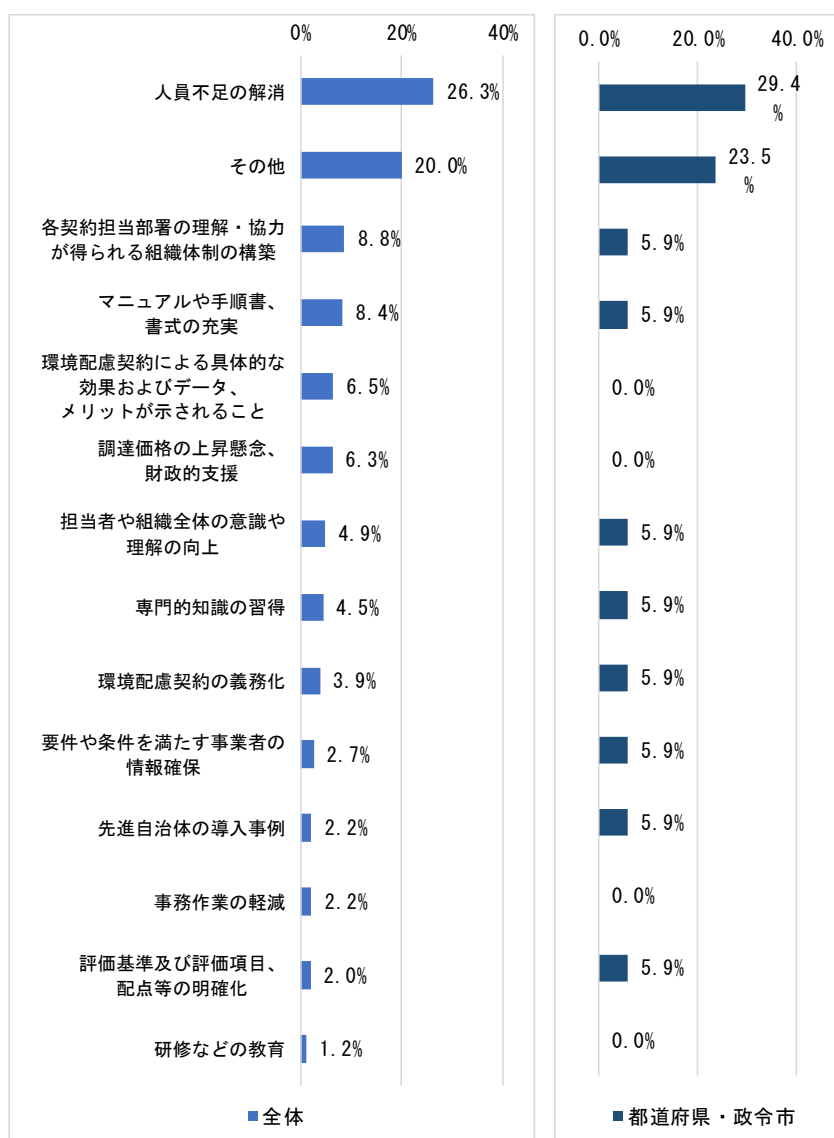
■環境配慮契約

契約方針を策定する上で、「人員不足の解消」、「各契約担当部署の理解・協力が得られる組織体制の構築」が必要という回答が多い。

規模別では、区市や町村は主に「人員不足の解消」を、都道府県・政令市では「人員不足の解消」に加え、「各契約担当部署の理解・協力が得られる組織体制の構築」、「マニュアルや手順書、書式の充実」、「担当者や組織全体の意識や理解の向上」が挙げられる。

表 18 環境配慮契約法

問2-7. 契約方針の策定条件	件数	人員不足の解消	その他	各契約担当部署の理解・協力が得られる組織体制の構築	マニュアルや手順書、書式の充実	環境配慮契約による具体的な効果およびデータ、メリットが示されること	調達価格の上昇懸念、財政的支援	担当者や組織全体の意識や理解の向上	専門的知識の習得	環境配慮契約の義務化	要件や条件を満たす事業者の情報確保	先進自治体の導入事例	事務作業の軽減	評価基準及び評価項目、配点等の明確化	研修などの教育
全体	491	26.3%	20.0%	8.8%	8.4%	6.5%	6.3%	4.9%	4.5%	3.9%	2.7%	2.2%	2.2%	2.0%	1.2%
都道府県・政令市	17	29.4%	23.5%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%
区市	256	25.8%	19.1%	9.4%	8.2%	8.6%	6.6%	4.7%	3.1%	3.5%	3.1%	0.8%	2.7%	2.7%	1.6%
町村	217	26.4%	20.8%	8.3%	8.8%	4.6%	6.5%	5.1%	6.0%	4.2%	1.9%	3.7%	1.9%	0.9%	0.9%



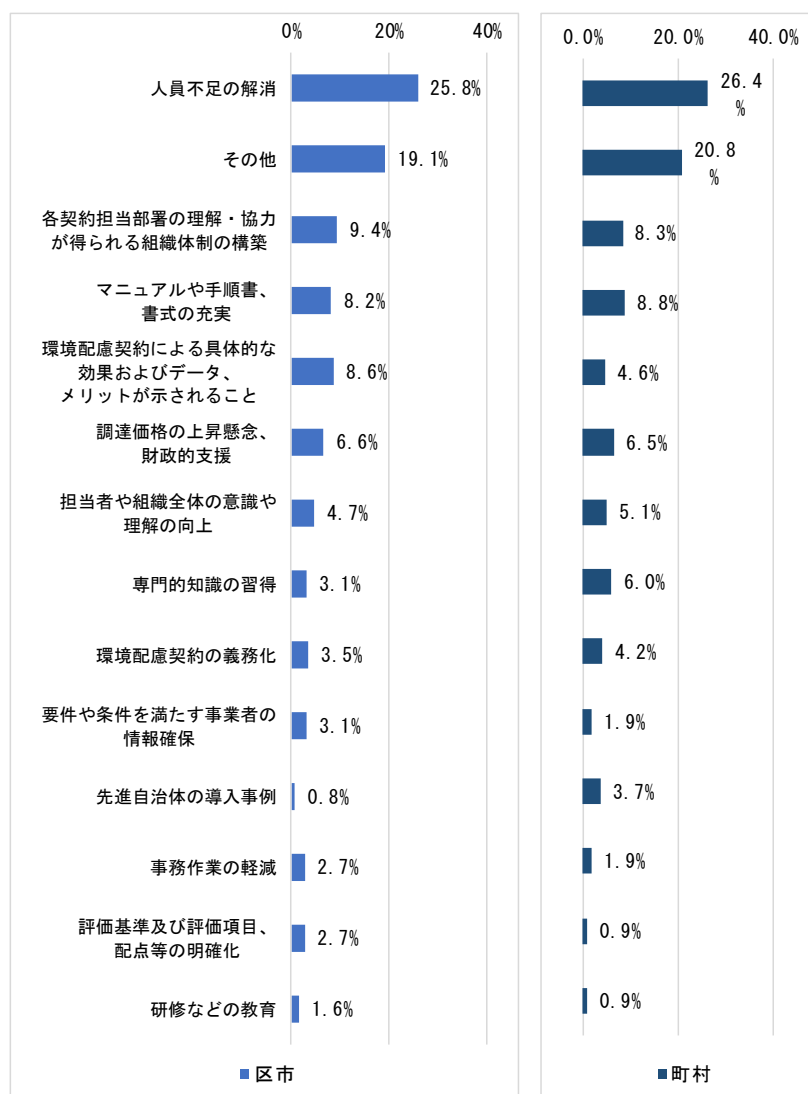


図 14 契約方針の策定条件

3・2 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-2-1 環境配慮契約の契約案件の有無（問4－1）

環境配慮契約の有無にかかわらず、平成26年度に当該類型での契約案件があったと回答した地方公共団体は、自動車購入及び賃貸借67.7%、建築物設計63.2%と6割を超え、産業廃棄物処理は42.6%、ESCO事業および船舶供給調達はほとんど契約案件がない状況となっている。

なお、電気供給の契約がある団体は45.3%にとどまり、約半数は「契約案件無し」と回答している。これは長期継続契約や契約自動更新が含まれ、平成26年度には契約行為がない状況（年度ごとの財務負担行為は実施）を反映していることが推察される。

■全体

表 19 契約案件の有無（全体）

	件数	有	無	無回答
電気供給	1713	776	850	87
	100	45.3	49.6	5.1
自動車購入及び賃貸借	1713	1160	476	77
	100	67.7	27.8	4.5
船舶調達	1713	24	1566	123
	100	1.4	91.4	7.2
ESCO事業	1713	45	1549	120
	100	2.6	90.4	7.0
建築物設計	1713	1083	536	93
	100	63.2	31.3	5.4
産業廃棄物処理	1713	730	875	106
	100	42.6	51.1	6.2

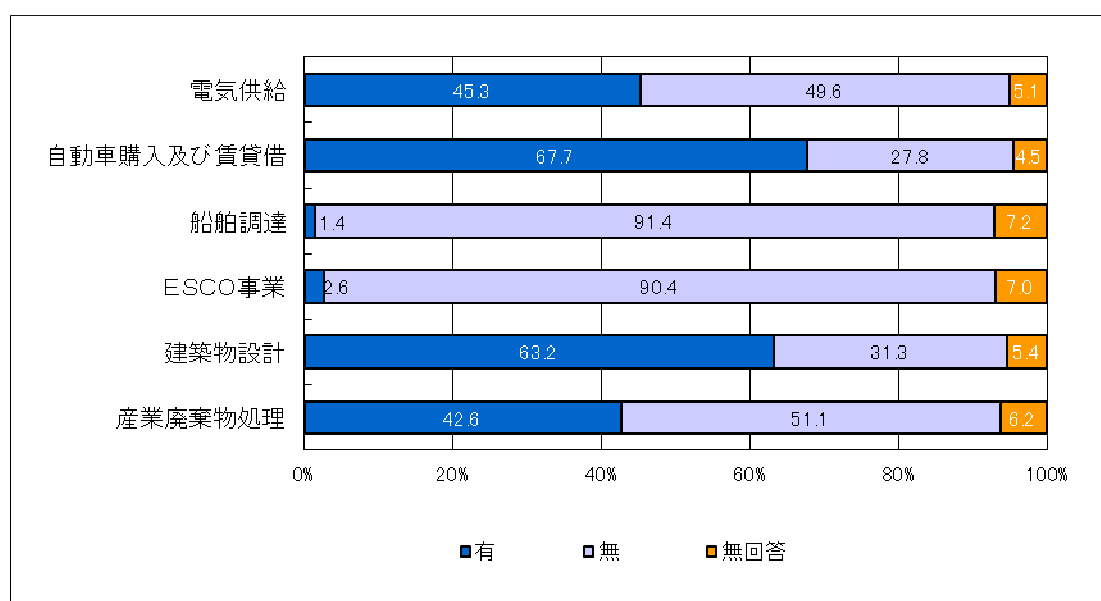


図 15 契約案件の有無

■電気供給

表 20 契約案件の有無（電気供給）

団体分類	件 数	有	無	無 回 答
合 計	1713 100.0	776 45.3	849 49.6	88 5.1
都道府県、政令市	67 100.0	54 80.6	11 16.4	2 3.0
区市	771 100.0	459 59.5	283 36.7	29 3.8
町村	875 100.0	263 30.1	555 63.4	57 6.5

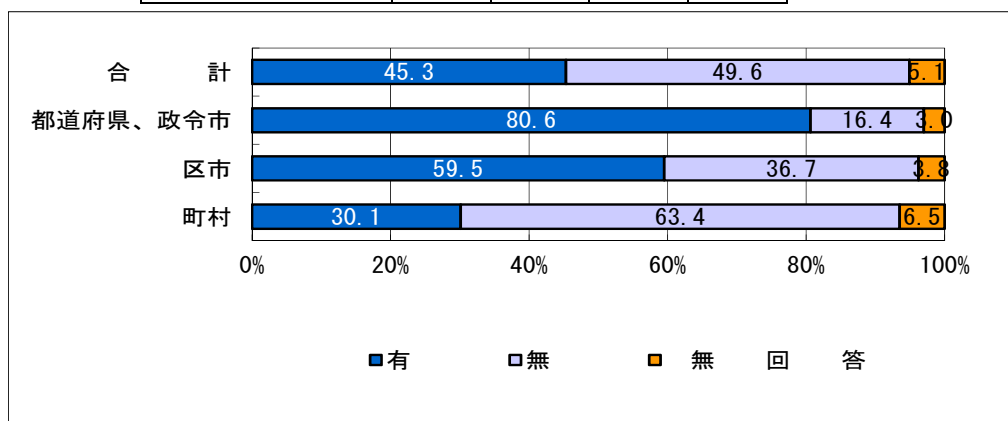


図 16 契約案件の有無（電気供給）

■ 自動車の購入及び賃貸借

表 21 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件 数	有	無	無 回 答
合 計	1713 100.0	1160 67.7	476 27.8	77 4.5
都道府県、政令市	67 100.0	57 85.1	7 10.4	3 4.5
区市	771 100.0	625 81.1	126 16.3	20 2.6
町村	875 100.0	478 54.6	343 39.2	54 6.2

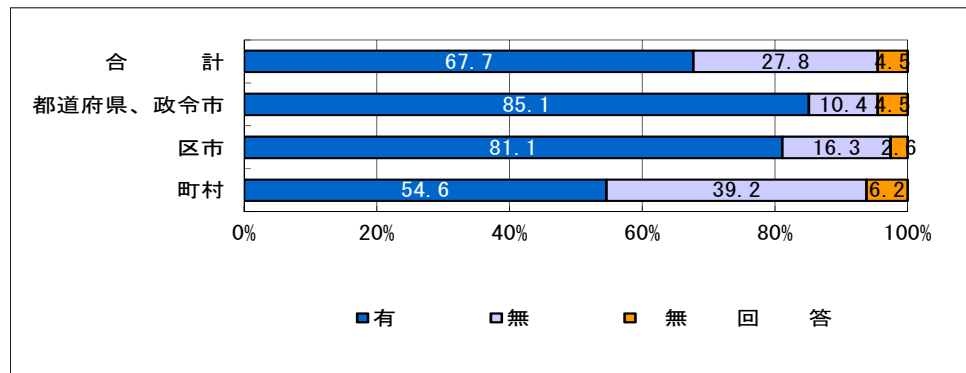


図 17 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

■船舶調達

表 22 契約案件の有無（船舶調達）

団体分類	件 数	有	無	無 回 答
合 計	1713 100.0	24 1.4	1565 91.4	124 7.2
都道府県、政令市	67 100.0	12 17.9	49 73.1	6 9.0
区市	771 100.0	8 1.0	726 94.2	37 4.8
町村	875 100.0	4 0.5	790 90.3	81 9.3

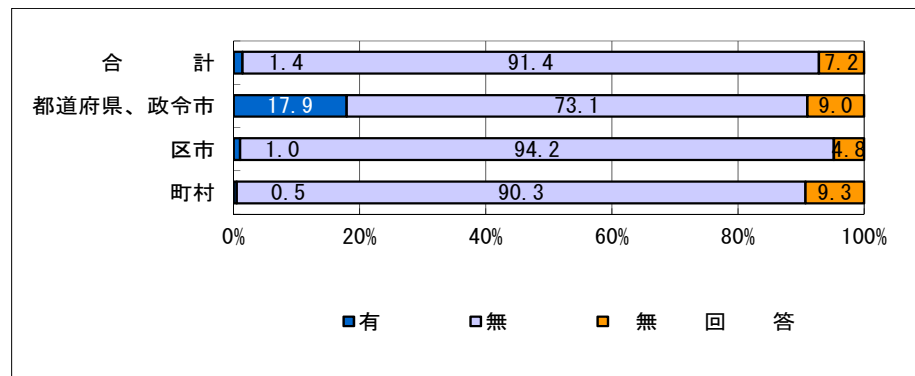


図 18 契約案件の有無（船舶調達）

■ESCO 事業

表 23 契約案件の有無（ESCO 事業）

団体分類	件 数	有	無	無 回 答
合 計	1713 100.0	44 2.6	1549 90.4	120 7.0
都道府県、政令市	67 100.0	7 10.4	55 82.1	5 7.5
区市	771 100.0	25 3.2	709 92.0	37 4.8
町村	875 100.0	12 1.4	785 89.7	78 8.9

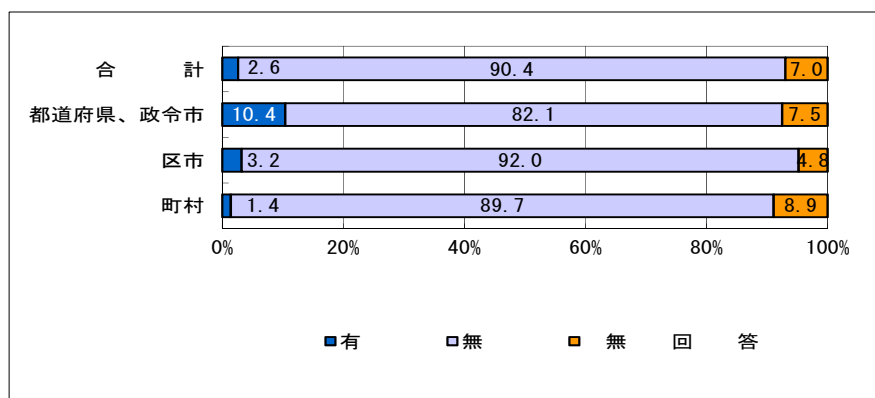


図 19 契約案件の有無（ESCO 事業）

■建築物設計

表 24 契約案件の有無（建築物設計）

団体分類	件 数	有	無	無 回 答
合 計	1713 100.0	1083 63.2	537 31.3	93 5.4
都道府県、政令市	67 100.0	53 79.1	11 16.4	3 4.5
区市	771 100.0	574 74.4	166 21.5	31 4.0
町村	875 100.0	456 52.1	360 41.1	59 6.7

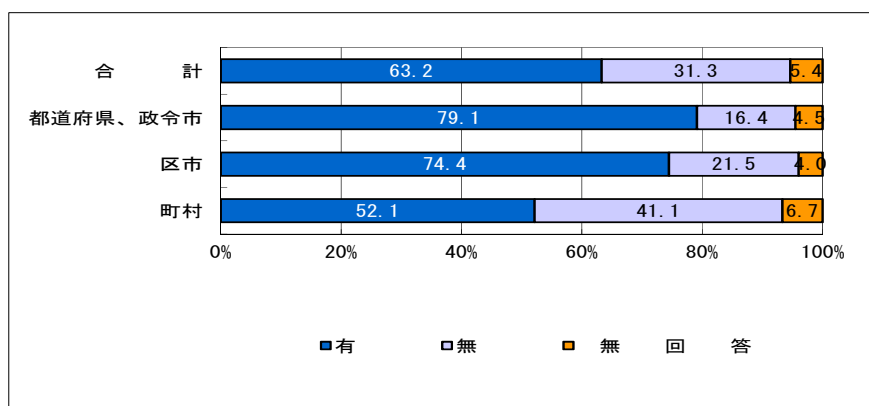


図 20 契約案件の有無（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 25 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

団体分類	件 数	有	無	無 回 答
合 計	1713 100.0	730 42.6	876 51.1	107 6.2
都道府県、政令市	67 100.0	53 79.1	9 13.4	5 7.5
区市	771 100.0	428 55.5	305 39.6	38 4.9
町村	875 100.0	249 28.5	562 64.2	64 7.3

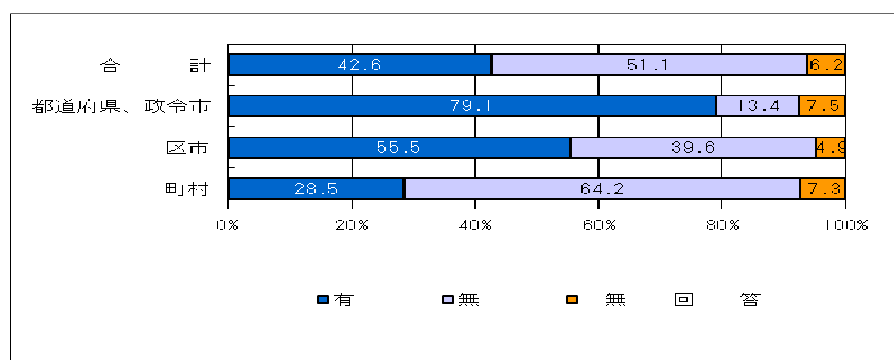


図 21 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

3-2-2 環境配慮契約の契約割合（問４－１）

平成 26 年度に「契約案件あり」と回答した地方公共団体のうち、競争入札と随意契約の割合については、自動車、船舶、建築物、ESCO 事業では「競争入札を中心に実施している」が多く、電気、産業廃棄物では「随意契約を中心に実施している」が多い傾向がみられた。

都道府県・政令市においても、全体の傾向と同様で、自動車、船舶、ESCO 事業、建築物において「競争入札を中心に実施している」割合が多く、電気および産業廃棄物では「随意契約を中心に実施している」と回答する割合が多い。電気においては随意契約を行っている区市、町村の割合が都道府県・政令市を大きく上回っている。

■全体

表 26 契約割合

	件数	実競争入札等を 中心に	競争入札等 および随意契約の 両方を 実施し	随意契約を 中心に実 施	無回答
電気供給	776 100.0	173 22.3	43 5.5	531 68.4	29 3.7
自動車購入及び賃貸借	1160 100.0	936 80.7	80 6.9	114 9.8	30 2.6
船舶調達	24 100.0	19 79.2	1 4.2	2 8.3	2 8.3
ESCO事業	44 100.0	28 63.6	— —	12 27.3	4 9.1
建築物設計	1083 100.0	917 84.7	99 9.1	33 3.0	34 3.1
産業廃棄物処理	730 100.0	261 35.8	76 10.4	364 49.9	29 4.0

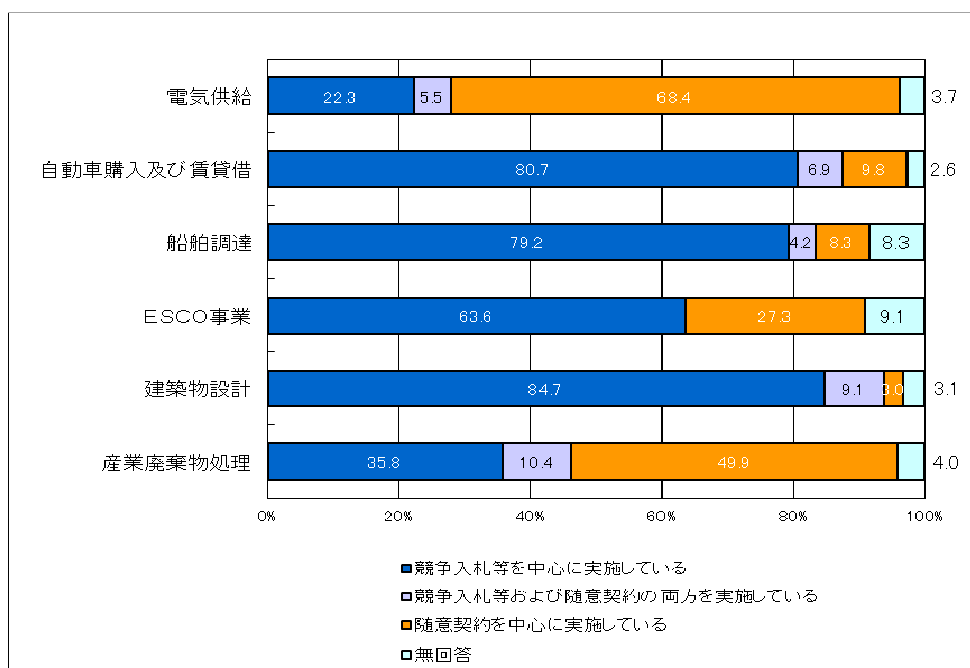


図 22 契約割合

■電気供給

表 27 契約割合（電気供給）

団体分類	件数	競争入札等を中心に実施している	競争入札等および随意契約の両方を実施している	随意契約を中心に実施している	無回答
全体	776	22.3	5.5	68.4	3.7
都道府県、政令市	54	46.3	13.0	33.3	7.4
区市	459	26.6	6.3	63.4	3.7
町村	263	9.9	2.7	84.4	3.0

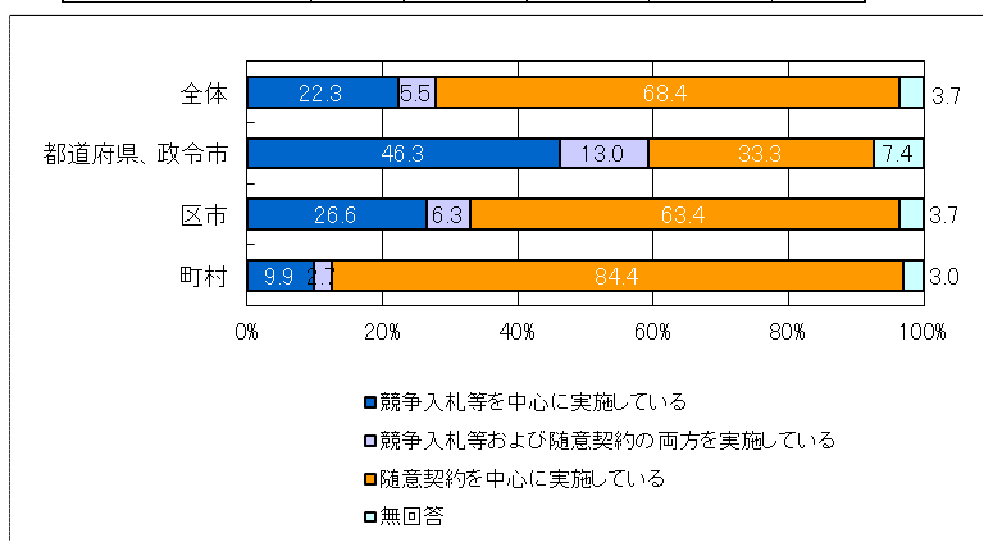


図 23 契約割合（電気供給）

■自動車の購入及び賃貸借

表 28 契約割合（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	競争入札等を中心に実施している	競争入札等および随意契約の両方を実施している	随意契約を中心に実施している	無回答
全体	1160	80.7	6.9	9.8	2.6
都道府県、政令市	57	75.4	12.3	3.5	8.8
区市	625	88.5	4.0	5.6	1.9
町村	478	71.1	10.0	16.1	2.7

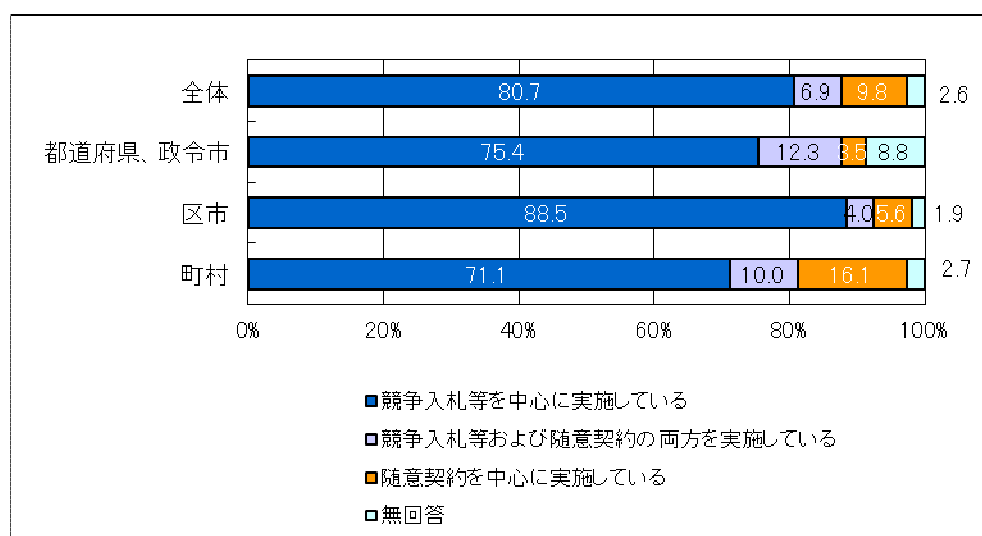


図 24 契約割合（自動車の購入及び賃貸借）

■船舶調達

表 29 契約割合（船舶調達）

団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施 している	競争入札等および 随意契約の両方 を実施している	競争入札等および 随意契約の両方 を実施している	随意契約を中心 に実施し ている	無 回 答
全体	24	79.2	4.2	8.3	8.3	
都道府県、政令市	12	83.3	0.0	8.3	8.3	
区市	8	62.5	12.5	12.5	12.5	
町村	4	100.0	0.0	0.0	0.0	

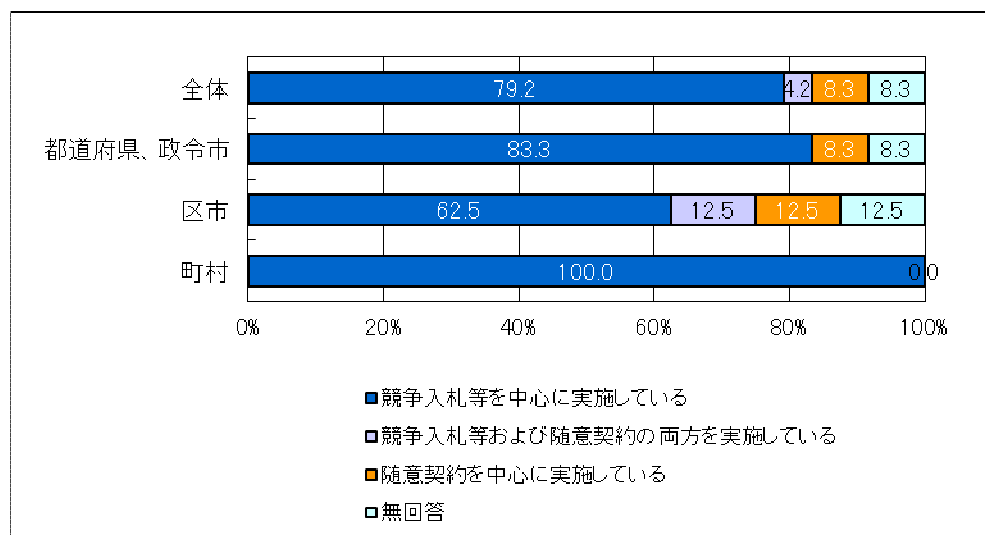


図 25 契約割合（船舶調達）

■ESCO 事業

表 30 契約割合（ESCO 事業）

団体分類	件数	競争入札等を中心に実施している	競争入札等および随意契約の両方を実施している	随意契約を中心に実施している	無回答
全体	44	63.6	0.0	27.3	9.1
都道府県、政令市	7	71.4	0.0	14.3	14.3
区市	25	68.0	0.0	32.0	0.0
町村	12	50.0	0.0	25.0	25.0

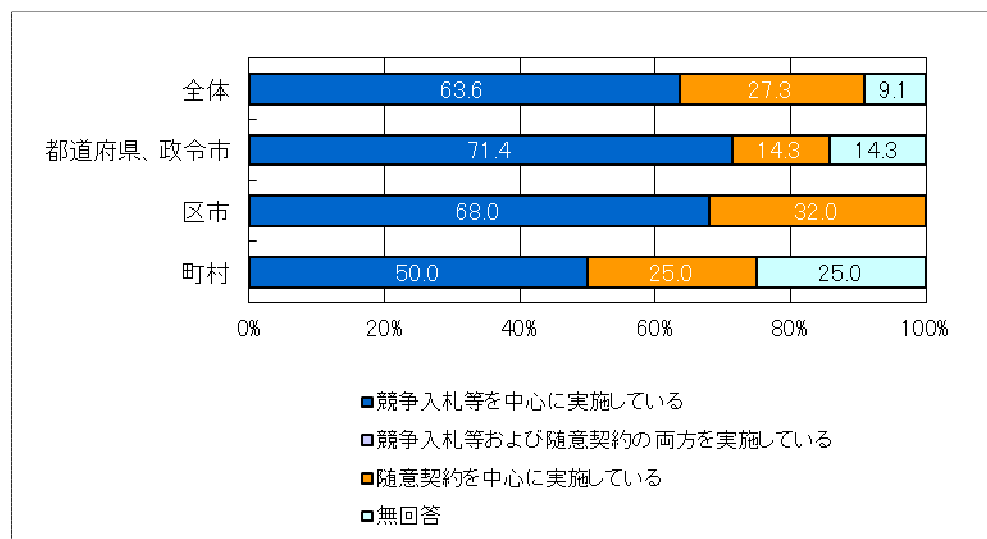


図 26 契約割合（ESCO 事業）

■建築物設計

表 31 契約割合（建築物設計）

団体分類	件数	競争入札等を中心に実施している	競争入札等および随意契約の両方を実施している	随意契約を中心に実施している	無回答
全体	1083	84.7	9.1	3.0	3.1
都道府県、政令市	53	71.7	9.4	7.5	11.3
区市	574	89.0	8.0	1.0	1.9
町村	456	80.7	10.5	5.0	3.7

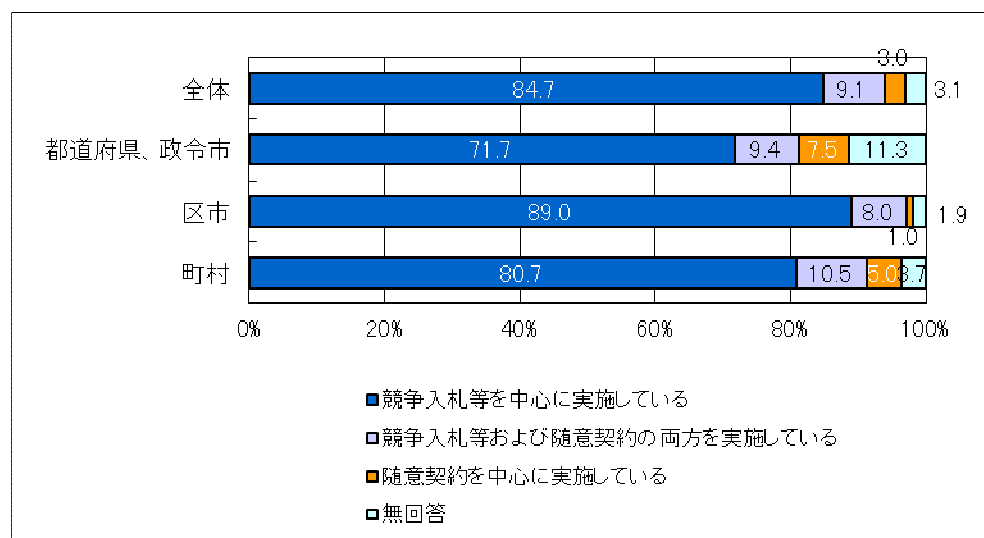


図 27 契約割合（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 32 契約割合（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施 している	競争入札等および 約の両方を実施 している	競争入札等および 随意契約を中心 に実施し ている	無 回 答
全体	730	35.8	10.4	49.9	4.0
都道府県、政令市	53	30.2	5.7	50.9	13.2
区市	428	41.8	11.0	43.5	3.7
町村	249	26.5	10.4	60.6	2.4

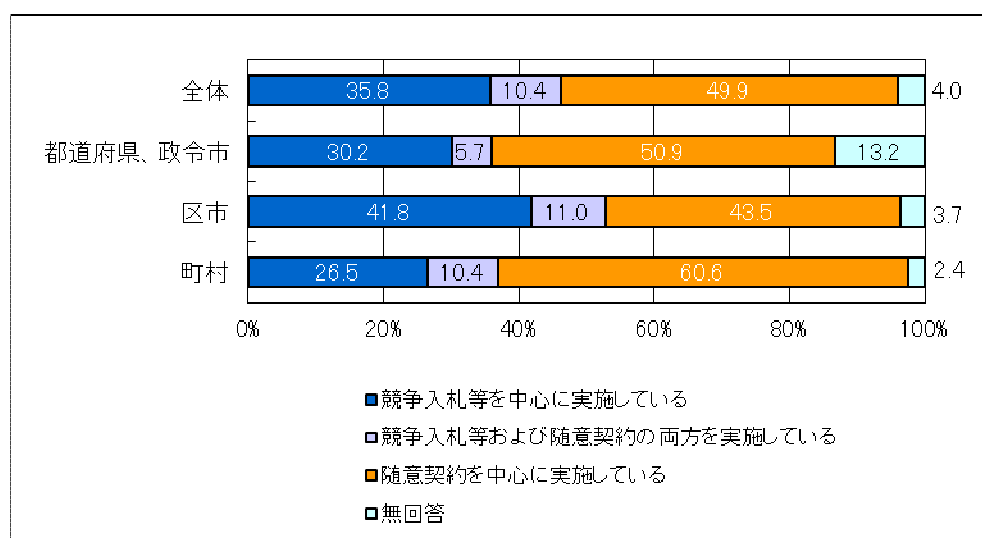


図 28 契約割合（産業廃棄物処理）

3-2-3 各分野で随意契約を行っている理由（問４－２）

■電気供給

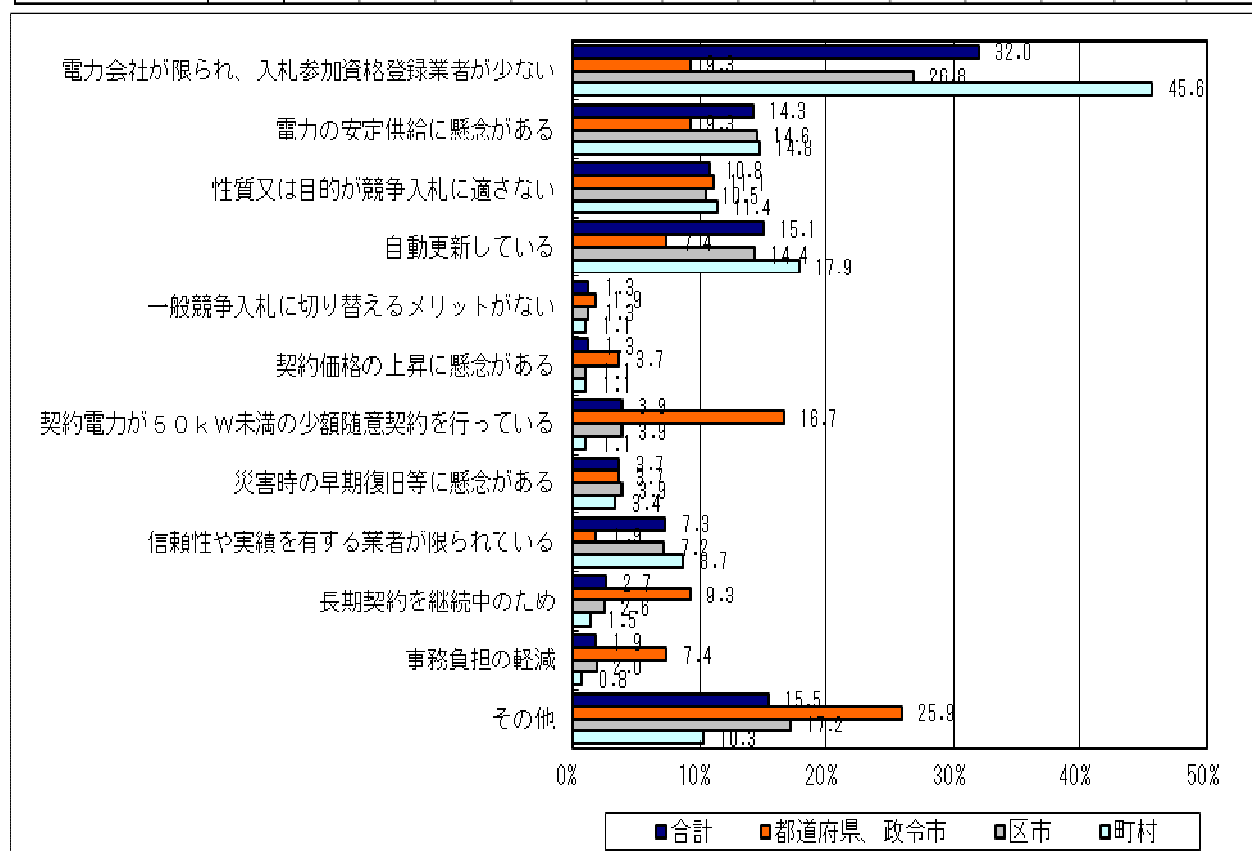
電気における随意契約の割合が高い理由として、主に「入札参加事業者が少ない」、「電力の安定供給に懸念がある」という回答が挙げられる。

規模別では、区市の 26.8%および町村の 45.6%が「入札参加資格登録業者が少ない」を理由に挙げており、都道府県・政令市では、「契約電力が 50kW 未満の少額随意契約を行っている」（16.7%）や「性質又は目的が競争入札に適さない」（11.1%）も大きな理由として挙げられている。

「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや事務負担、取り組むメリットの有無を挙げる回答が多い結果となった。

表 33 随意契約を行っている理由（電気供給）

団体分類	件数	電力会社が少ない 入札参加資格登録業者	電力の安定供給に懸念がある	入札性質又は適さない 競争入札に競争	自動更新している	一般競争入札に切り替える メリットがない	契約価格の上昇に懸念がある	契約電力が 50kW 未満の少額 随意契約を行っている	災害時の早期復旧等に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	長期契約を継続中のため	事務負担の軽減	その他	無回答
合 計	776	248	111	84	117	10	10	30	29	57	21	15	120	184
	100.0	32.0	14.3	10.8	15.1	1.3	1.3	3.9	3.7	7.3	2.7	1.9	15.5	23.7
都道府県、政令市	54	5	5	6	4	1	2	9	2	1	5	4	14	19
	100.0	9.3	9.3	11.1	7.4	1.9	3.7	16.7	3.7	1.9	9.3	7.4	25.9	35.2
区市	459	123	67	48	66	6	5	18	18	33	12	9	79	123
	100.0	26.8	14.6	10.5	14.4	1.3	1.1	3.9	3.9	7.2	2.6	2.0	17.2	26.8
町村	263	120	39	30	47	3	3	3	9	23	4	2	27	42
	100.0	45.6	14.8	11.4	17.9	1.1	1.1	1.1	3.4	8.7	1.5	0.8	10.3	16.0



（「契約案件が有るか随随意契約を実施している」と回答した 776 団体を分析）

図 29 随意契約を行っている理由（電気供給）

■自動車の購入及び賃貸借

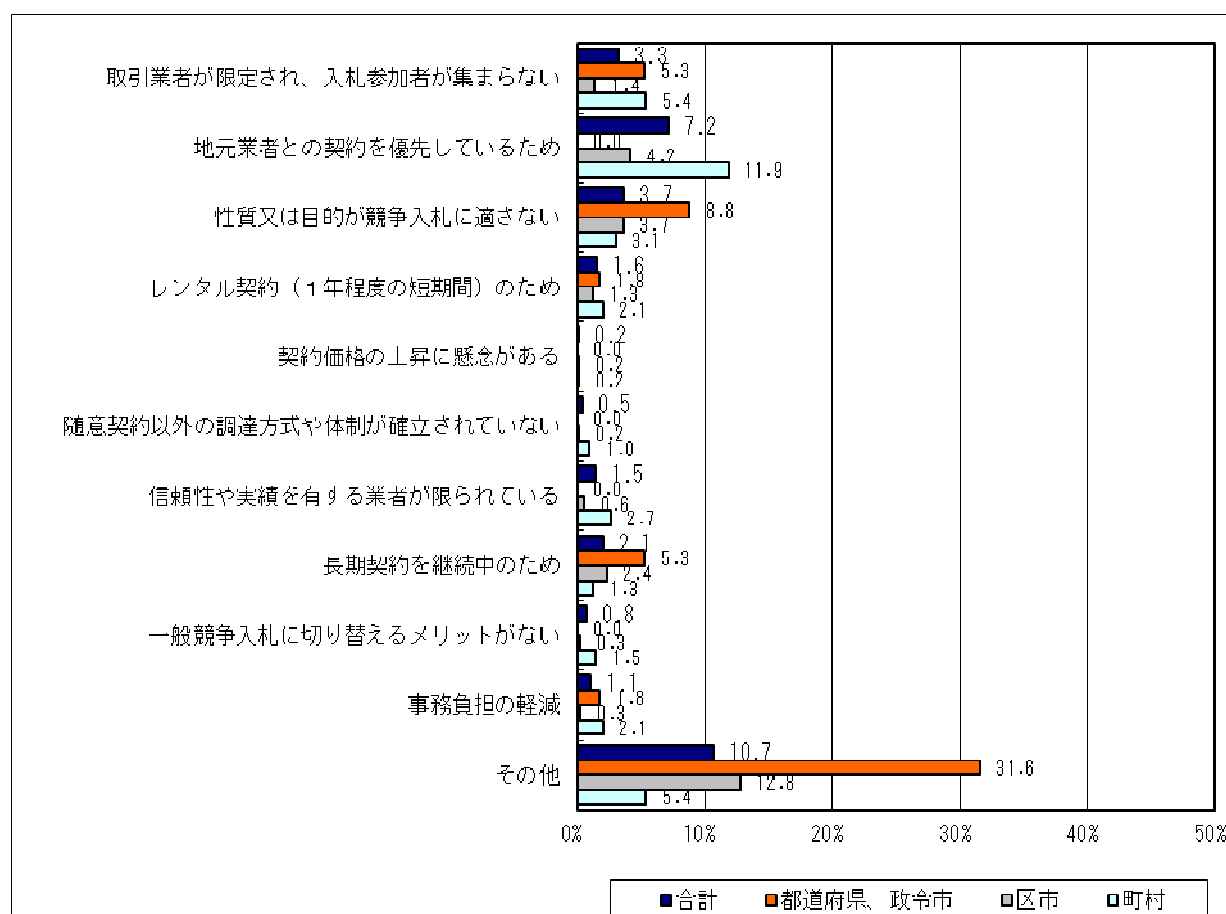
自動車の購入及び賃貸借における随意契約の割合が高い理由として、主に「地元業者との契約を優先している」、「性質又は目的が競争入札に適していない」、「取扱業者が限定され、入札参加者が集まらない」という回答が挙げられる。

規模別では、都道府県・政令市の 8.8%「性質又は目的が競争入札に適していない」の回答、区市 4.2%が「地元業者との契約を優先している」を理由に挙げており、町村でも 11.9%で同じ理由「地元業者との契約を優先している」を挙げている。

「その他」と回答した団体においても、契約金額が小さいことや指名競争入札の実施、再リース契約等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 34 随意契約を行っている理由（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	まれ、取引業者が参加限定が集	優地元業者とのため	入札に又は適さないが競争	程度レンタル契約（1年）のため	念契約価格の上昇に懸	れ方式や契約以外の確立の調達	る信頼性や実績を有する業者が限られている	た長期契約を継続中のため	い替一般競争入札に切り替	事務負担の軽減	その他	無回答
合 計	1160	38	83	43	19	2	6	17	24	9	13	124	848
	100.0	3.3	7.2	3.7	1.6	0.2	0.5	1.5	2.1	0.8	1.1	10.7	73.1
都道府県、政令市	57	3	-	5	1	-	-	-	3	-	1	18	33
	100.0	5.3	-	8.8	1.8	-	-	-	5.3	-	1.8	31.6	57.9
区市	625	9	26	23	8	1	1	4	15	2	2	80	476
	100.0	1.4	4.2	3.7	1.3	0.2	0.2	0.6	2.4	0.3	0.3	12.8	76.2
町村	478	26	57	15	10	1	5	13	6	7	10	26	339
	100.0	5.4	11.9	3.1	2.1	0.2	1.0	2.7	1.3	1.5	2.1	5.4	70.9



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 114 団体を分析）

図 30 随意契約を行っている理由（自動車の購入及び賃貸借）

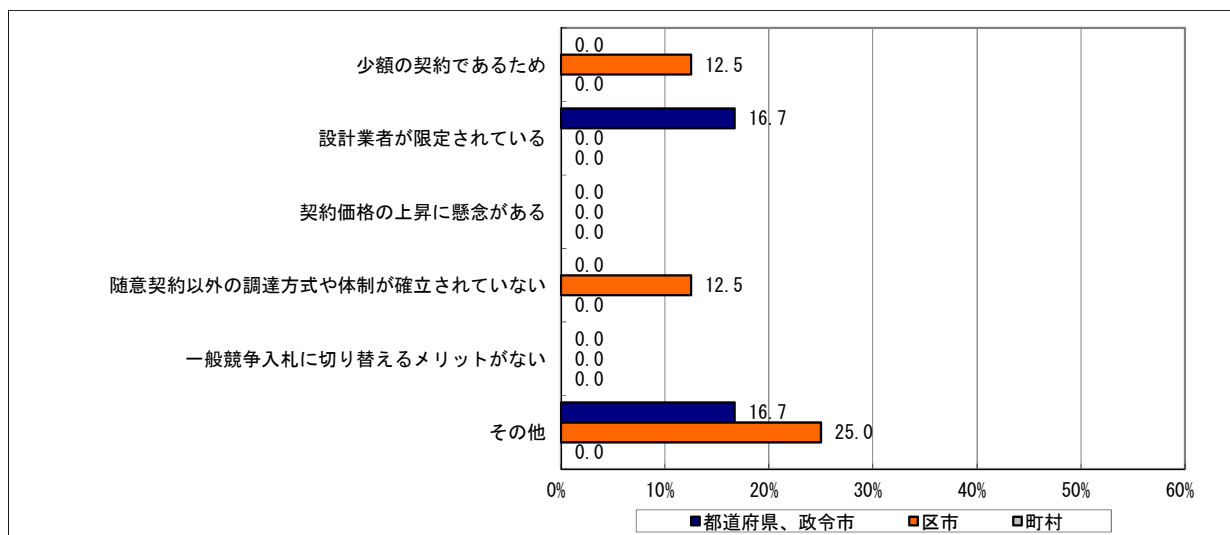
■船舶調達

船舶の調達において随意契約を実施する理由は、主に「設計業者が限定されている」、「少額の契約であるため」、「随意契約以外の調達方式や体制が確立していない」が挙げられる。

「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや契約金額が小さいことや指名競争入札の実施、再リース契約等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 35 随意契約を行っている理由（船舶調達）

団体分類	件数	少額の契約であるため	設計業者が限定されている	契約価格の上昇に懸念がある	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	一般競争入札に切り替えるメリットがない	その他	無回答
合 計	24 100.0	1 4.2	2 8.3	— —	1 4.2	— —	4 16.7	16 66.7
都道府県、政令市	12 100.0	— —	2 16.7	— —	— —	— —	2 16.7	8 66.7
区市	8 100.0	1 12.5	— —	— —	1 12.5	— —	2 25.0	4 50.0
町村	4 100.0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	4 100.0



（「契約案件が有る」と回答した 24 団体を分析）

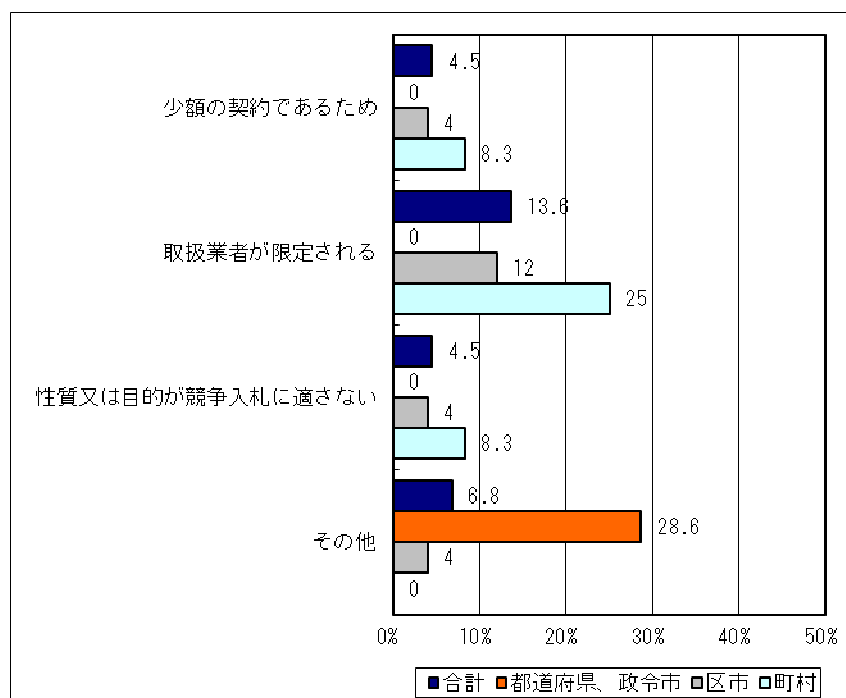
図 31 随意契約を行っている理由（船舶の調達）

■ESCO 事業

ESCO 事業において随意契約を実施する理由は、主に「取扱業者が限定される」があげられる。「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや該当する案件の有無等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 36 随意契約を行っている理由（ESCO 事業）

団体分類	件数	少額の契約であるため	取扱業者が限定される	性質又は目的が競争入札に適さない	その他	無回答
合 計	44	2	6	2	3	31
	100.0	4.5	13.6	4.5	6.8	70.5
都道府県、政令市	7	—	—	—	2	5
	100.0	—	—	—	28.6	71.4
区市	25	1	3	1	1	19
	100.0	4.0	12.0	4.0	4.0	76.0
町村	12	1	3	1	—	7
	100.0	8.3	25.0	8.3	—	58.3



（「契約案件が有るか随随意契約を実施している」と回答した 12 団体を分析）

図 32 随意契約を行っている理由（ESCO 事業）

■建築物設計

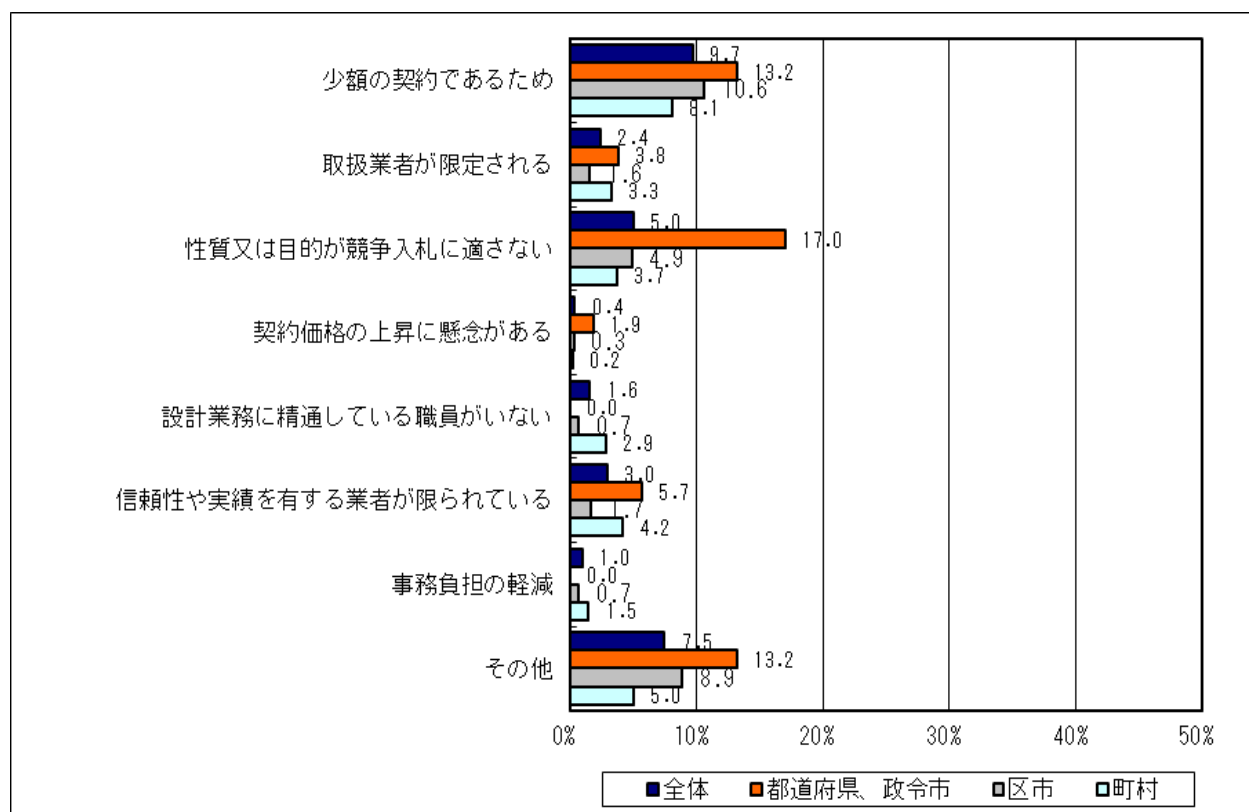
建築物の設計において随意契約を実施する理由は、主に「少額の契約であるため」、「性質又は目的が競争入札に適さない」「信頼性や実績を有する業者が限られている」、という回答が挙げられる。

規模別では、区市 10.6%、町村 8.1%が「少額の契約であるため」となっている。

「その他」と回答した団体では、地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項を挙げる回答が多い結果となった。

表 37 随意契約を行っている理由（建築物設計）

団体分類	件数	少額の契約であるため	取扱業者が限定される	性質又は目的が競争入札に適さない	契約価格の上昇に懸念がある	設計業務に精通している職員がいない	信頼性や実績を有する業者が限られている	事務負担の軽減	その他	無回答
合 計	1083	105	26	54	4	17	32	11	81	814
	100.0	9.7	2.4	5.0	0.4	1.6	3.0	1.0	7.5	75.2
都道府県、政令市	53	7	2	9	1		3		7	29
	100.0	13.2	3.8	17.0	1.9	—	5.7	—	13.2	54.7
区市	574	61	9	28	2	4	10	4	51	432
	100.0	10.6	1.6	4.9	0.3	0.7	1.7	0.7	8.9	75.3
町村	456	37	15	17	1	13	19	7	23	353
	100.0	8.1	3.3	3.7	0.2	2.9	4.2	1.5	5.0	77.4



（「契約案件が有るか随契約を実施している」と回答した 33 団体を分析）

図 33 随意契約理由（建築物の設計）

■産業廃棄物処理

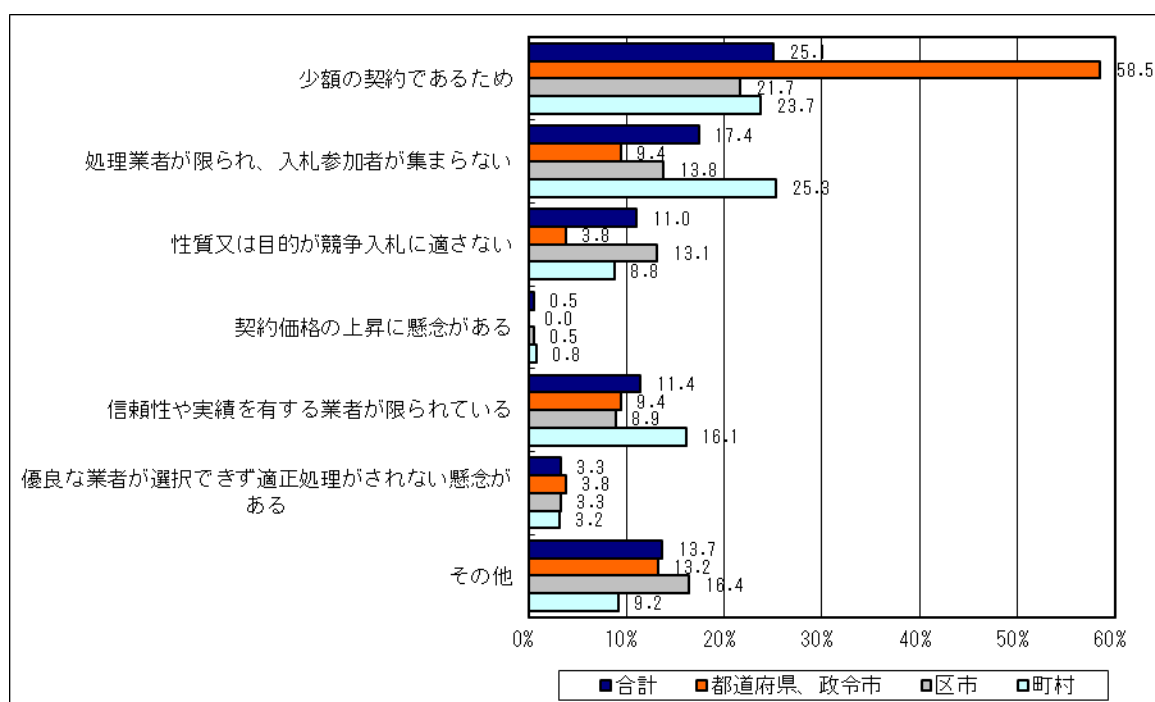
産業廃棄物処理において随意契約を実施する理由は、主に「少額の契約であるため」、「処理業者が限られ入札参加者が集まらない」が挙げられる。

「少額の契約であるため」という理由は、都道府県・政令市 58.5%、区市 21.7%、規模が大きいほど少額の契約であるための理由が顕著になっている。

「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや契約金額が小さいこと等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 38 随意契約を行っている理由（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	少額の契約であるため	処理業者が限られ、入札参加者が集まらない	性質又は目的が競争入札に適さない	契約価格の上昇に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	優良な業者が選択できず適正処理がされない懸念がある	その他	無回答
合 計	730	183	127	80	4	83	24	100	268
	100.0	25.1	17.4	11.0	0.5	11.4	3.3	13.7	36.7
都道府県、政令市	53	31	5	2		5	2	7	17
	100.0	58.5	9.4	3.8	—	9.4	3.8	13.2	32.1
区市	428	93	59	56	2	38	14	70	172
	100.0	21.7	13.8	13.1	0.5	8.9	3.3	16.4	40.2
町村	249	59	63	22	2	40	8	23	79
	100.0	23.7	25.3	8.8	0.8	16.1	3.2	9.2	31.7



（「契約案件が有るか随契約を実施している」と回答した 364 団体を分析）

図 34 随意契約を行っている理由（産業廃棄物処理）

3-2-4 環境配慮契約の組織的取組（類型別）（問４－３）

「契約案件有り」と回答した地方公共団体の組織的取組（「契約方針に基づき組織的に取り組んでいる」と「契約方針に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」の合計）は、ESCO 事業 43.1%、電気 21.5%、自動車 18.5%となっており、全体の取組率は低い（ただし、ESCO 事業及び船舶は母数となる件数が少ないことに注意）。「担当者の判断で取り組んでいる」をあわせると、ESCO 事業 52.2%、自動車 33.6%、電気 29.6%、建築物 28.6%、産業廃棄物 24.5%、船舶 20.9%で取組が行われている結果となった。

いずれの分野においても組織的な取組み率の向上が待たれるところである。

表 39 環境配慮契約の組織的取組（全体）

	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
電気供給	776 100	83 10.7	84 10.8	63 8.1	533 68.7	13 1.7
自動車購入及び賃貸借	1160 100	47 4.1	167 14.4	175 15.1	751 64.7	20 1.7
船舶調達	24 100	0.0	1 4.2	4 16.7	18 75.0	1 4.2
ESCO事業	44 100	6 13.6	13 29.5	4 9.1	20 45.5	1 2.3
建築物設計	1083 100	41 3.8	94 8.7	174 16.1	746 68.9	28 2.6
産業廃棄物処理	730 100	22 3.0	65 8.9	92 12.6	535 73.3	16 2.2

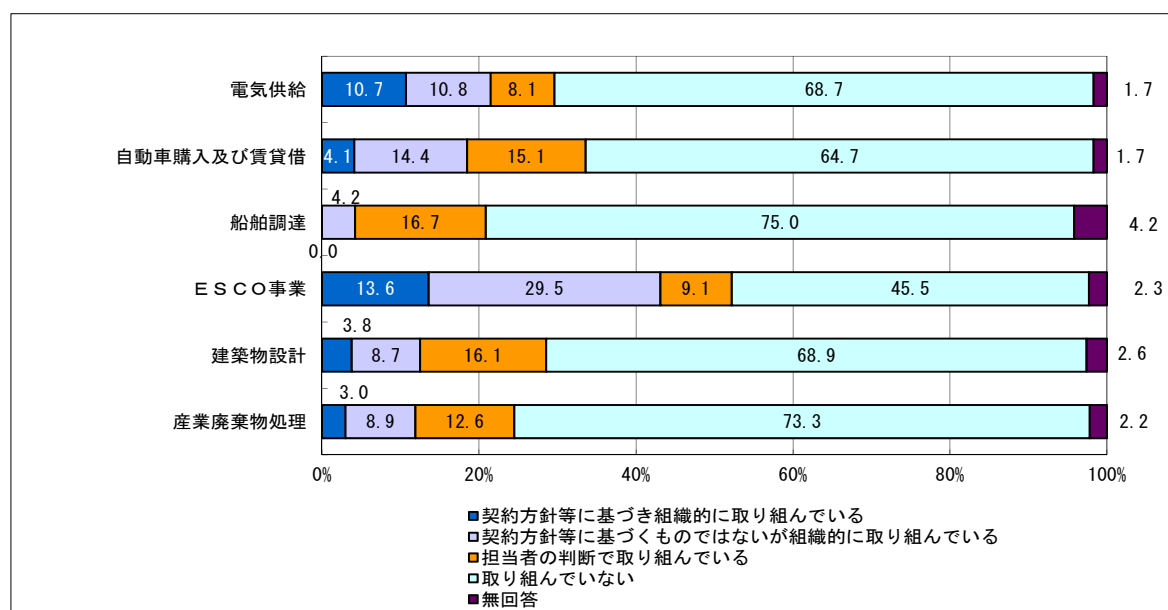


図 35 環境配慮契約の組織的取組（全体）

■電気供給

表 40 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合 計	776 100.0	83 10.7	84 10.8	63 8.1	533 68.7	13 1.7
都道府県、政令市	54 100.0	21 38.9	7 13.0	-	26 48.1	-
区市	459 100.0	55 12.0	59 12.9	42 9.2	295 64.3	8 1.7
町村	263 100.0	7 2.7	18 6.8	21 8.0	212 80.6	5 1.9

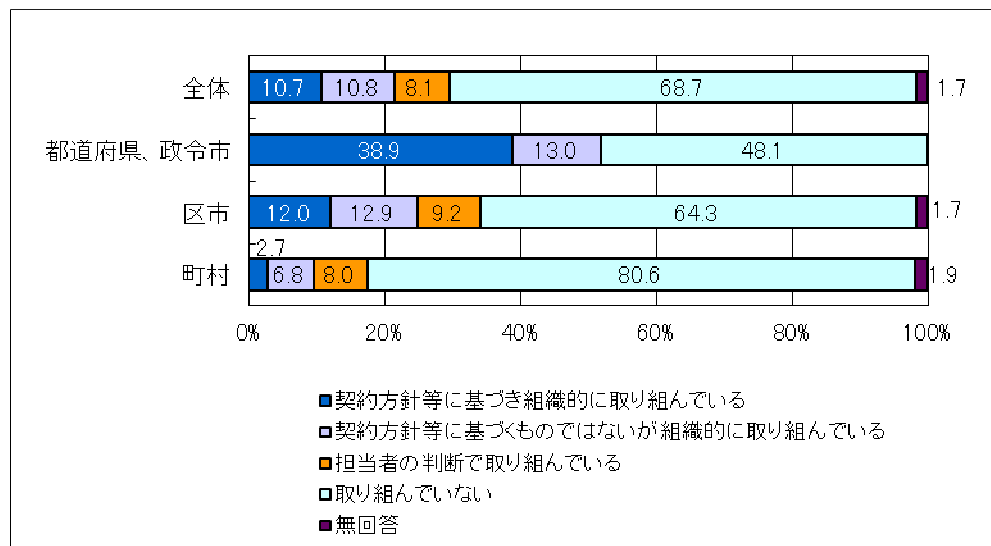


図 36 環境配慮契約の組織的取組

■自動車の購入及び賃貸借

表 41 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合 計	1160 100.0	47 4.1	167 14.4	175 15.1	751 64.7	20 1.7
都道府県、政令市	57 100.0	9 15.8	12 21.1	— —	35 61.4	1 1.8
区市	625 100.0	28 4.5	96 15.4	90 14.4	403 64.5	8 1.3
町村	478 100.0	10 2.1	59 12.3	85 17.8	313 65.5	11 2.3

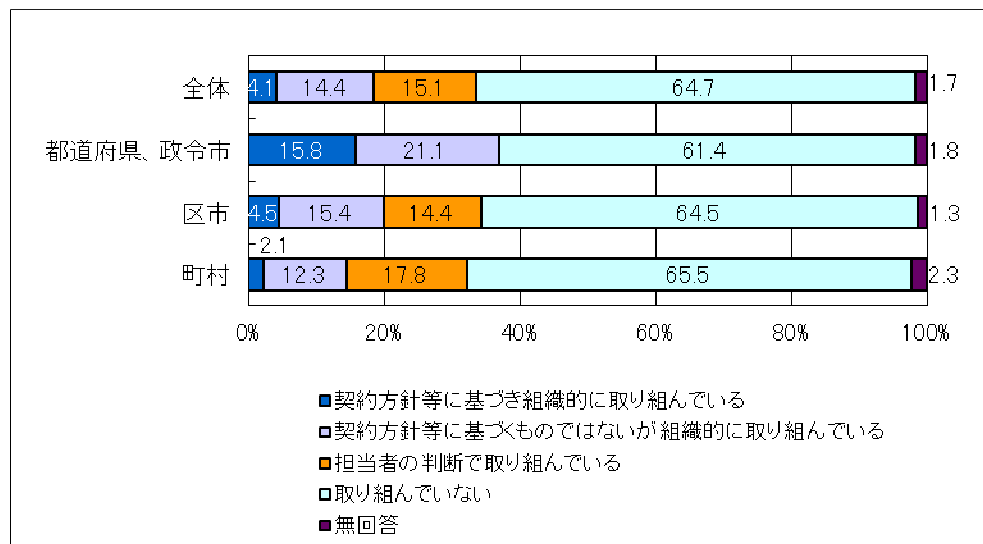


図 37 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

■船舶調達

表 42 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合 計	24 100.0	— —	1 4.2	4 16.7	18 75.0	1 4.2
都道府県、政令市	12 100.0	— —	— —	— —	11 91.7	1 8.3
区市	8 100.0	— —	1 12.5	3 37.5	4 50.0	— —
町村	4 100.0	— —	— —	1 25.0	3 75.0	— —

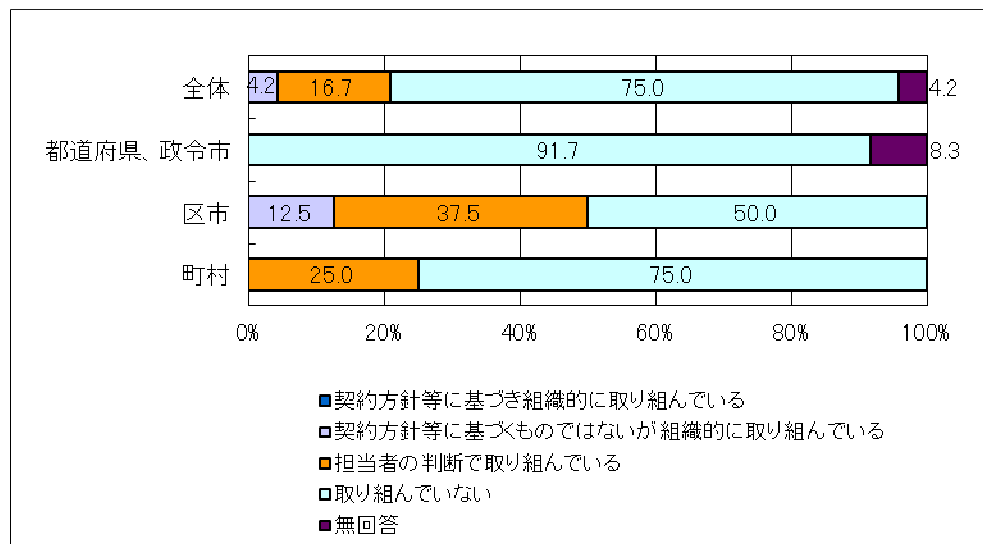


図 38 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

■ESCO 事業

表 43 環境配慮契約の組織的取組（ESCO 事業）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合 計	44 100.0	6 13.6	13 29.5	4 9.1	20 45.5	1 2.3
都道府県、政令市	7 100.0	4 57.1	1 14.3	— —	2 28.6	— —
区市	25 100.0	1 4.0	10 40.0	4 16.0	10 40.0	— —
町村	12 100.0	1 8.3	2 16.7	— —	8 66.7	1 8.3

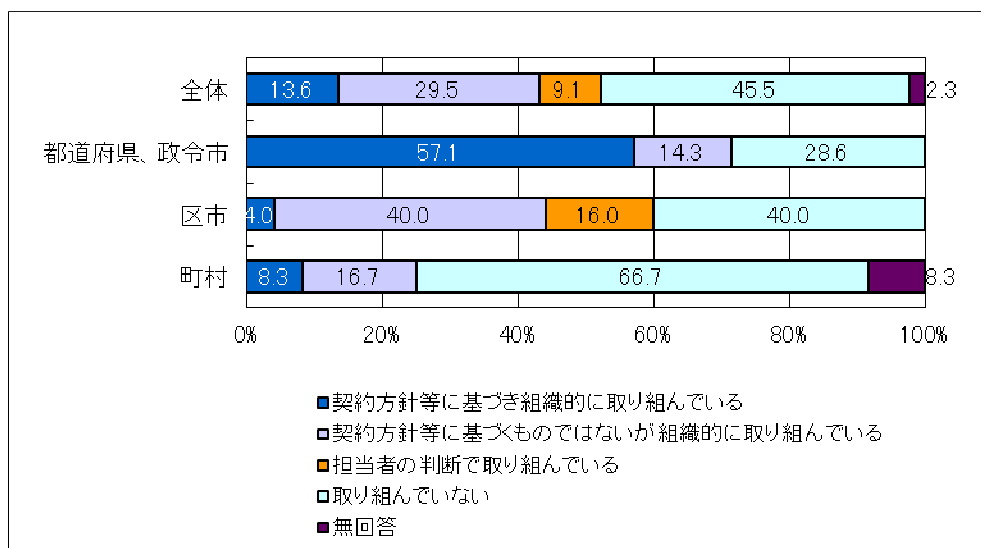


図 39 環境配慮契約の組織的取組（ESCO 事業）

■建築物設計

表 44 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合 計	1083	41	94	174	746	28
	100.0	3.8	8.7	16.1	68.9	2.6
都道府県、政令市	53	6	12	2	31	2
	100.0	11.3	22.6	3.8	58.5	3.8
区市	574	25	52	85	398	14
	100.0	4.4	9.1	14.8	69.3	2.4
町村	456	10	30	87	317	12
	100.0	2.2	6.6	19.1	69.5	2.6

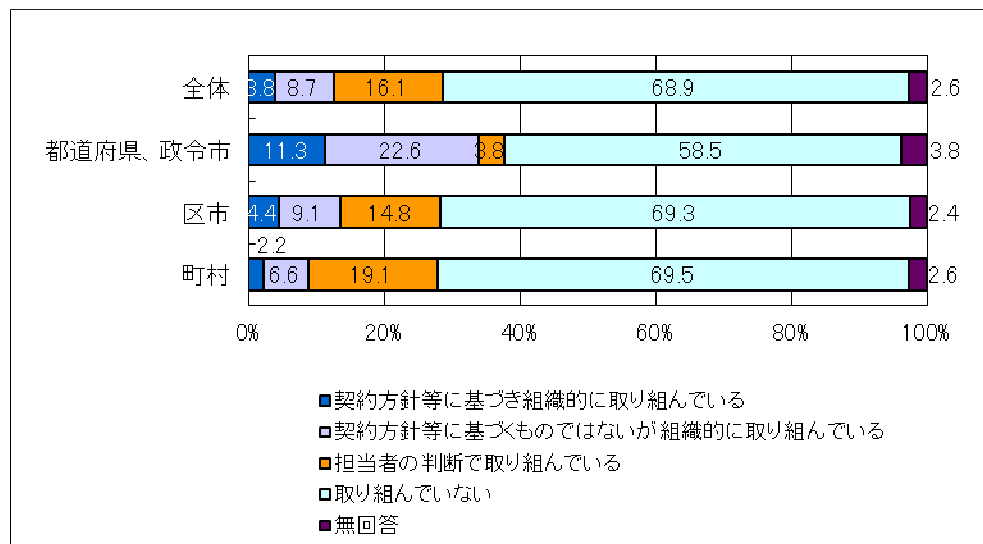


図 40 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 45 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づき組織的ではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合 計	730	22	65	92	535	16
	100.0	3.0	8.9	12.6	73.3	2.2
都道府県、政令市	53	2	5		45	1
	100.0	3.8	9.4	—	84.9	1.9
区市	428	15	41	57	305	10
	100.0	3.5	9.6	13.3	71.3	2.3
町村	249	5	19	35	185	5
	100.0	2.0	7.6	14.1	74.3	2.0

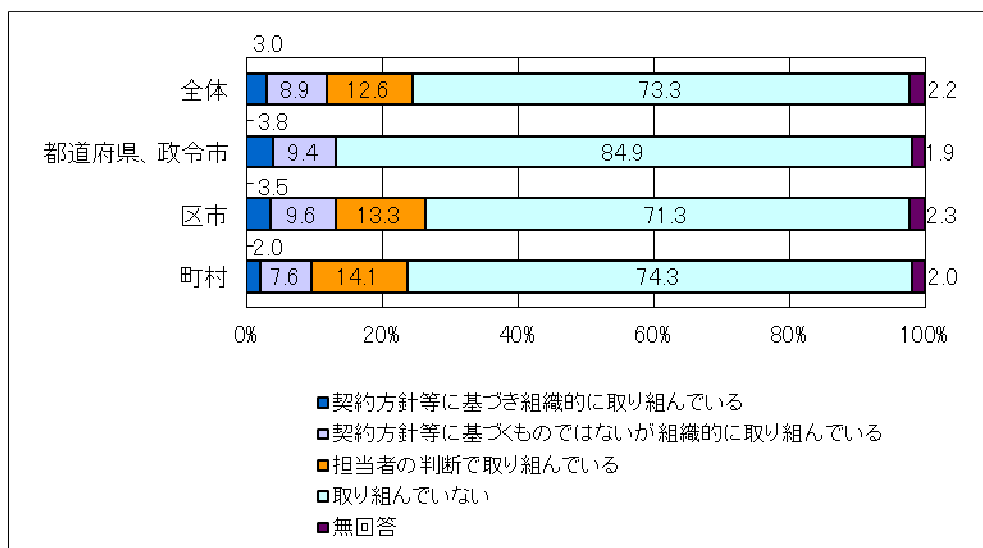


図 41 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

環境配慮契約において、「契約案件有り」と回答し、組織的に取り組んでいないと回答した 1136 団体のうち、いずれかの類型で「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答した割合は、5.5%であった。都道府県・政令市では 3 団体のみであり、区市や町村でも少ないことから、環境配慮契約を実施することによる効果やメリットを伝えるとともに、組織的な体制作りを支援するためのノウハウを提供していく工夫が必要と思われる。

表 46 「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答

団体分類	件 数	電気供給	自動車購入及び賃貸借	船舶調達	ESCO事業	建築物設計	産業廃棄物処理	無 回 答
合 計	1136 100.0	23 2.0	21 1.8	—	—	13 1.1	7 0.6	1099 96.7
都道府県、政令市	52 100.0	3 5.8	—	—	—	—	—	49 94.2
区市	577 100.0	10 1.7	9 1.6	—	—	5 0.9	4 0.7	559 96.9
町村	507 100.0	10 2.0	12 2.4	—	—	8 1.6	3 0.6	491 96.8

3-2-5 自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の方式（問4－4）

問4-3の「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」で、何らかの方式で取り組んでいる（「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した455団体を調べたところ、総合評価落札方式を採用している団体は11.0%、裾切り方式を採用している団体は7.9%であった。「その他」では、仕様書に環境性能を規定する、低公害車や次世代自動車の導入を推進する等の回答が多い結果となった。

表 47 自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の方式

団体分類	件数	総合評価落札方式	裾切り方式	その他	無回答
合 計	455 100.0	50 11.0	36 7.9	180 39.6	189 41.5
都道府県、政令市	23 100.0	3 13.0	2 8.7	12 52.2	6 26.1
区市	227 100.0	17 7.5	25 11.0	110 48.5	75 33.0
町村	205 100.0	30 14.6	9 4.4	58 28.3	108 52.7

3-2-6 環境配慮契約を実施できない要因（問４－５）

「契約案件が有りがち組織的に取り組んでいない」と回答した 1136 団体の環境配慮契約を実施できない要因を調べたところ、主に「人的余裕がない、担当者の負担が増える」が 61.6%、「仕組みや運用の参考となる雛型がない」47.8%、「評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい」46.8%という回答が挙げられる。

規模別では、都道府県・政令市は、「④環境配慮契約に関する仕組みや参考になる雛型がない」「⑤評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい」や「⑪各契約方式における評価・審査体制が構築できていない」といった具体的実施方法に関する要因が多いのに対し、区市・町村では、「③実施するための人的余裕がない、担当者の負担が増える」といった団体の体制に関する要因が多い結果となった。このことから、各々の取組状況に合わせた情報提供や支援策が期待される。

表 48 環境配慮契約を実施できない要因

団体分類	件数	① 環境意識が低いに 対する担	② 環境意識が低いに 対する組	③ 実地負担の 増え	④ 環境配慮の 運用の参考となる 雛型がない	⑤ 評価項目、目 的や専門基準 の不明	⑥ 環境配慮事 業の要件が条 件	⑦ 環境配慮事 業の要件が条 件	⑧ 環境負荷の低 減効果が、コ スト	⑨ 環境配慮が 契約を実施し た	⑩ 環境配慮が 契約の実施方 法	⑪ 各契約方式 における評価 ・審査体制が 構築できてい ない	⑫ 環境配慮が 契約を推進し ていく	⑬ その他	⑭ 特に障害は ない	⑮ 無回答
全体	1136	21.1	34.9	61.6	47.8	46.8	21.9	10.4	32.0	30.1	22.7	39.4	26.4	3.8	1.1	1.5
都道府県、政令市	52	11.5	19.2	46.2	51.9	51.9	30.8	26.9	48.1	34.6	32.7	50.0	42.3	17.3	0.0	0.0
区市	577	19.4	31.9	57.7	49.0	50.1	24.3	8.1	34.8	28.4	24.1	43.2	25.3	4.5	1.2	1.9
町村	507	24.1	39.8	67.7	46.0	42.6	18.3	11.2	27.2	31.6	20.1	34.1	26.0	1.6	1.2	1.2

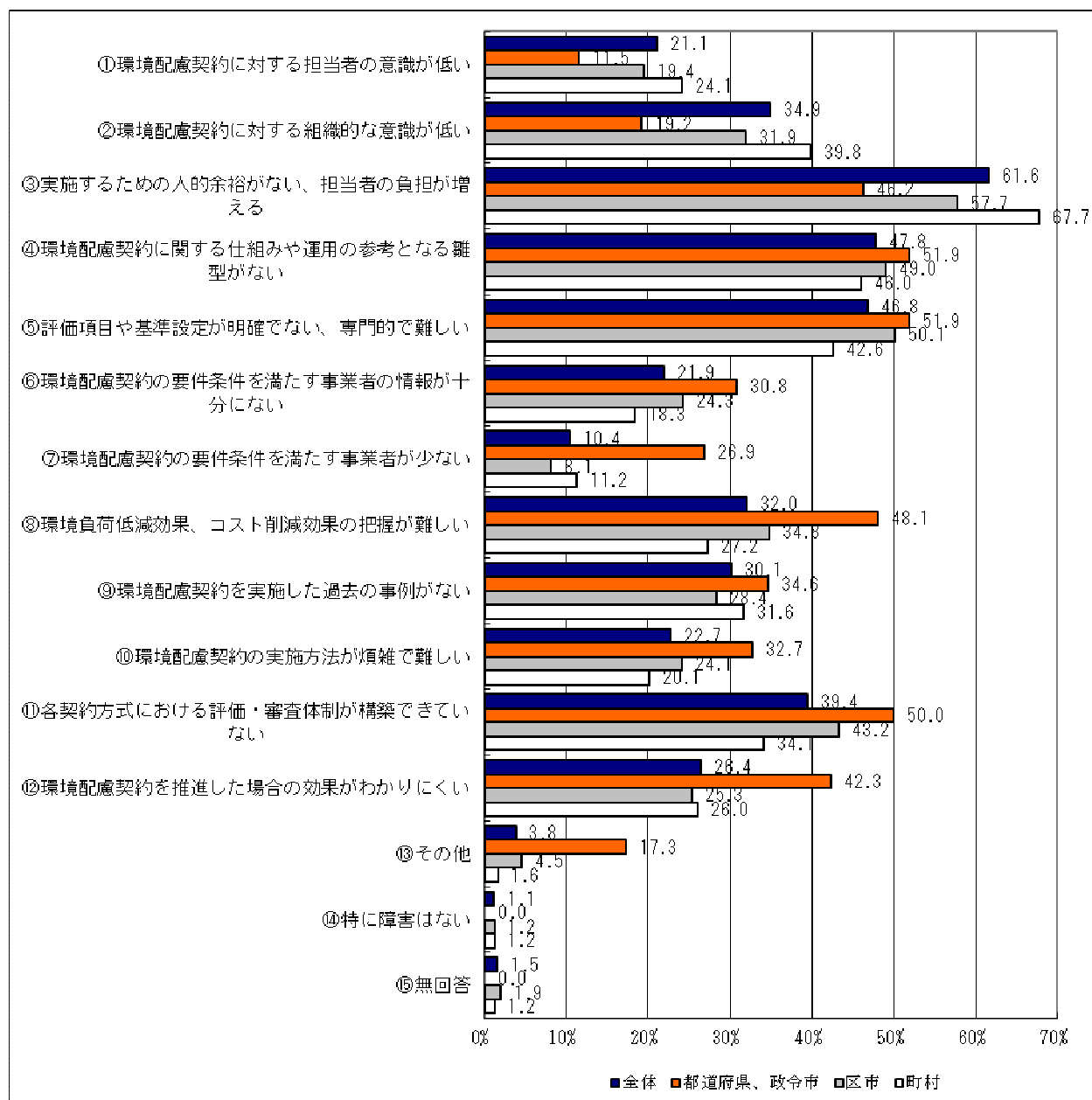


図 42 環境配慮契約を実施できない要因
 （「契約案件が有りがち組織的に取組んでいない」と回答した 1136 団体を分析）

3-2-7 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問４－６）

環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組としては、全体の 65.5%が「環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル」を挙げ、次いで「環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示」（43.4%）、「環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式」（38.1%）が挙げられた。

以上のことから、「マニュアル」、「入札様式」、「類似事例」などの実務上で必要な情報と、「効果」などの内部への説明資料について検討する必要がある。

表 49 国への支援希望

団体分類	件数	国への環境配慮契約に関する情報提供	環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式	環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル	標準的な評価算定支援ツール等の提供	環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示	相談窓口の設置	導入に至るまでの作業支援及び専門家の派遣	他の地方公共団体の取組に関する情報提供	職員研修の実施	その他	特に必要はない	無回答
合 計	1713	613	652	1122	570	743	232	320	600	382	39	82	123
	100.0	35.8	38.1	65.5	33.3	43.4	13.5	18.7	35.0	22.3	2.3	4.8	7.2
都道府県、政令市	67	30	28	48	29	42	15	16	34	11	8	-	3
	100.0	44.8	41.8	71.6	43.3	62.7	22.4	23.9	50.7	16.4	11.9	-	4.5
区市	771	288	321	528	286	375	111	131	272	158	21	28	42
	100.0	37.4	41.6	68.5	37.1	48.6	14.4	17.0	35.3	20.5	2.7	3.6	5.4
町村	875	295	303	546	255	326	106	173	294	213	10	54	78
	100.0	33.7	34.6	62.4	29.1	37.3	12.1	19.8	33.6	24.3	1.1	6.2	8.9

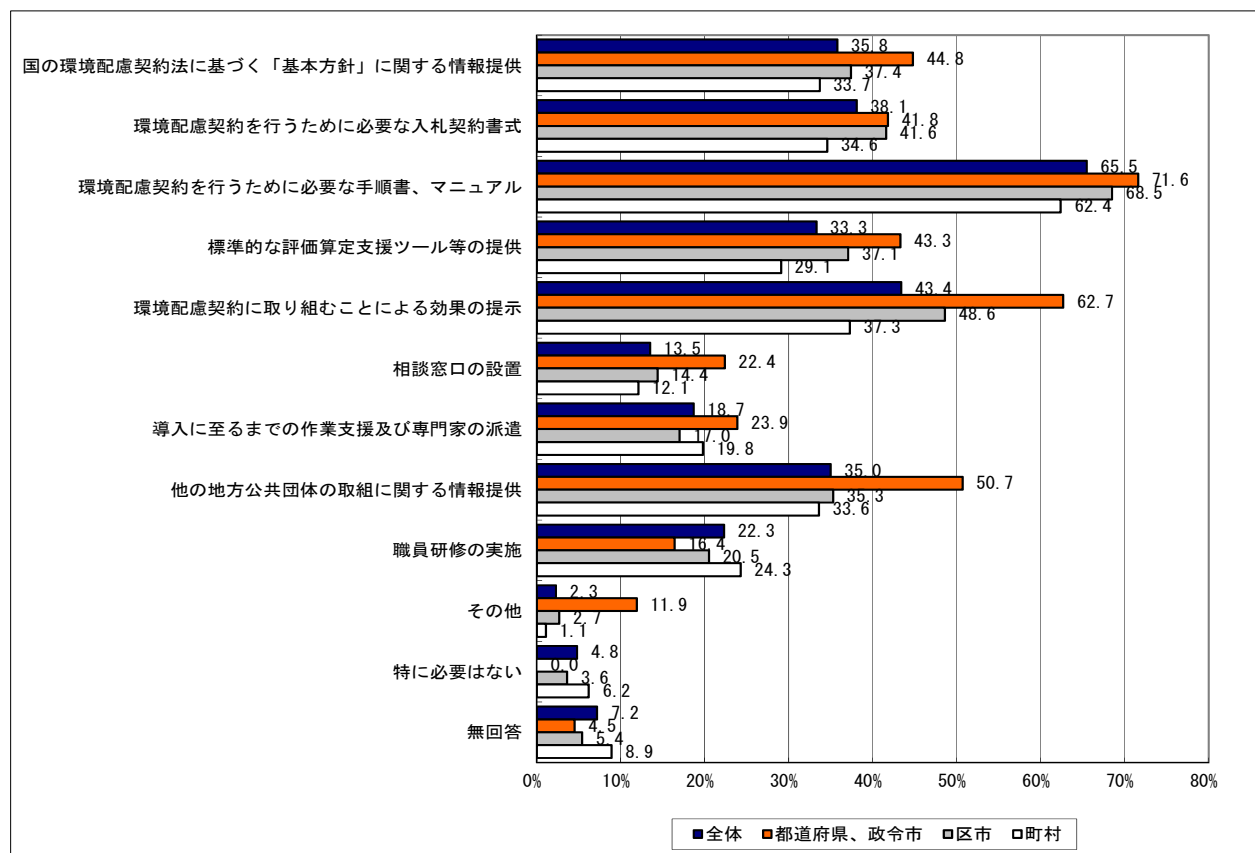


図 43 国への支援希望

3-2-8 環境配慮契約に際して参考になっているもの（問４－７）

環境配慮契約の推進に際しては、全体の 54.3%が「特に参考になっているものはない」と回答した。全体として「国の環境配慮契約法に基づく基本方針・解説資料」や「他の自治体による取組」を参考としている地方公共団体が見られるほか、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」に対するニーズはあると考えられる。このマニュアルの内容の充実を図り、特に、組織的に取り組んでいない地方公共団体に対して普及を進めることが有効と考えられる。

表 50 環境配慮契約に際して参考になっているもの

団体分類	件数	資料づく 環境基本 方針・約 法に	国の環境 配慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料	環境配 慮契 約法に 基づく 基本方 針・解 説資料
合 計	1713	279	69	175	79	185	11	23	931	301	
	100.0	16.3	4.0	10.2	4.6	10.8	0.6	1.3	54.3	17.6	
都道府県、政令市	67	36	7	22	6	17		2	10	13	
	100.0	53.7	10.4	32.8	9.0	25.4	—	3.0	14.9	19.4	
区市	771	159	34	98	43	89	2	13	372	144	
	100.0	20.6	4.4	12.7	5.6	11.5	0.3	1.7	48.2	18.7	
町村	875	84	28	55	30	79	9	8	549	144	
	100.0	9.6	3.2	6.3	3.4	9.0	1.0	0.9	62.7	16.5	

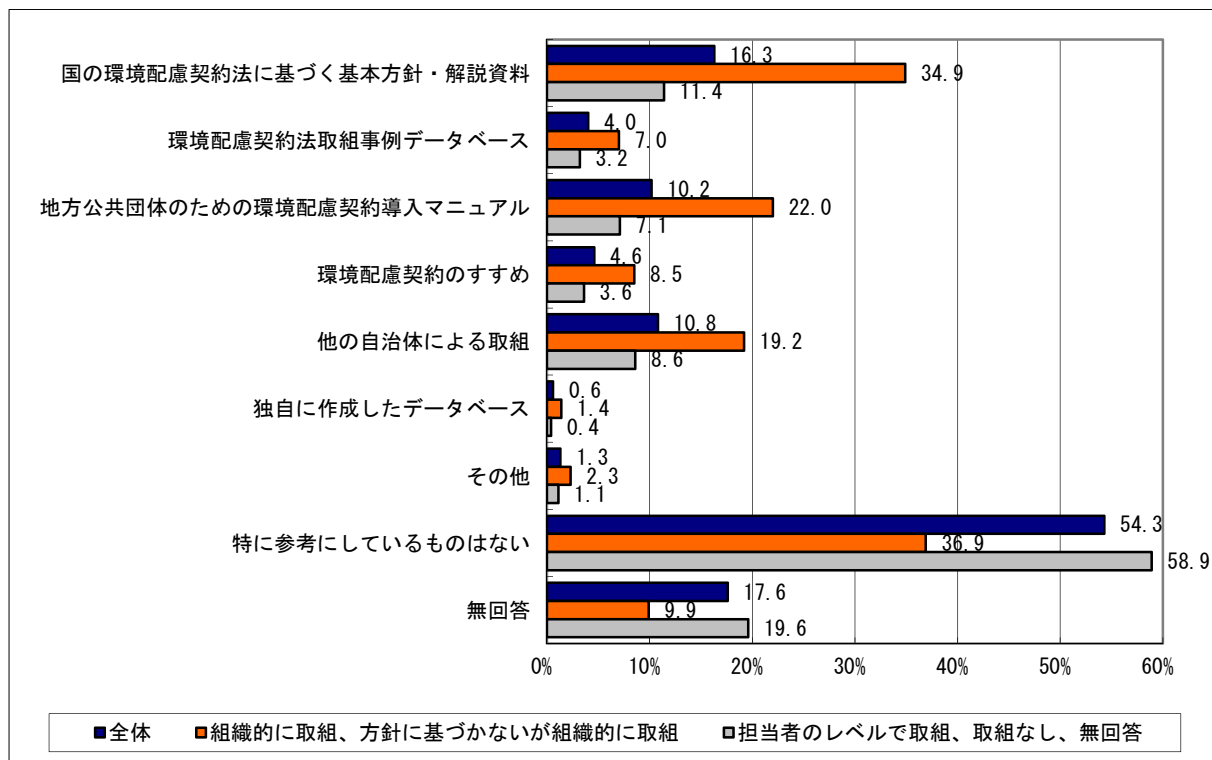


図 44 環境配慮契約に際して参考になっているもの

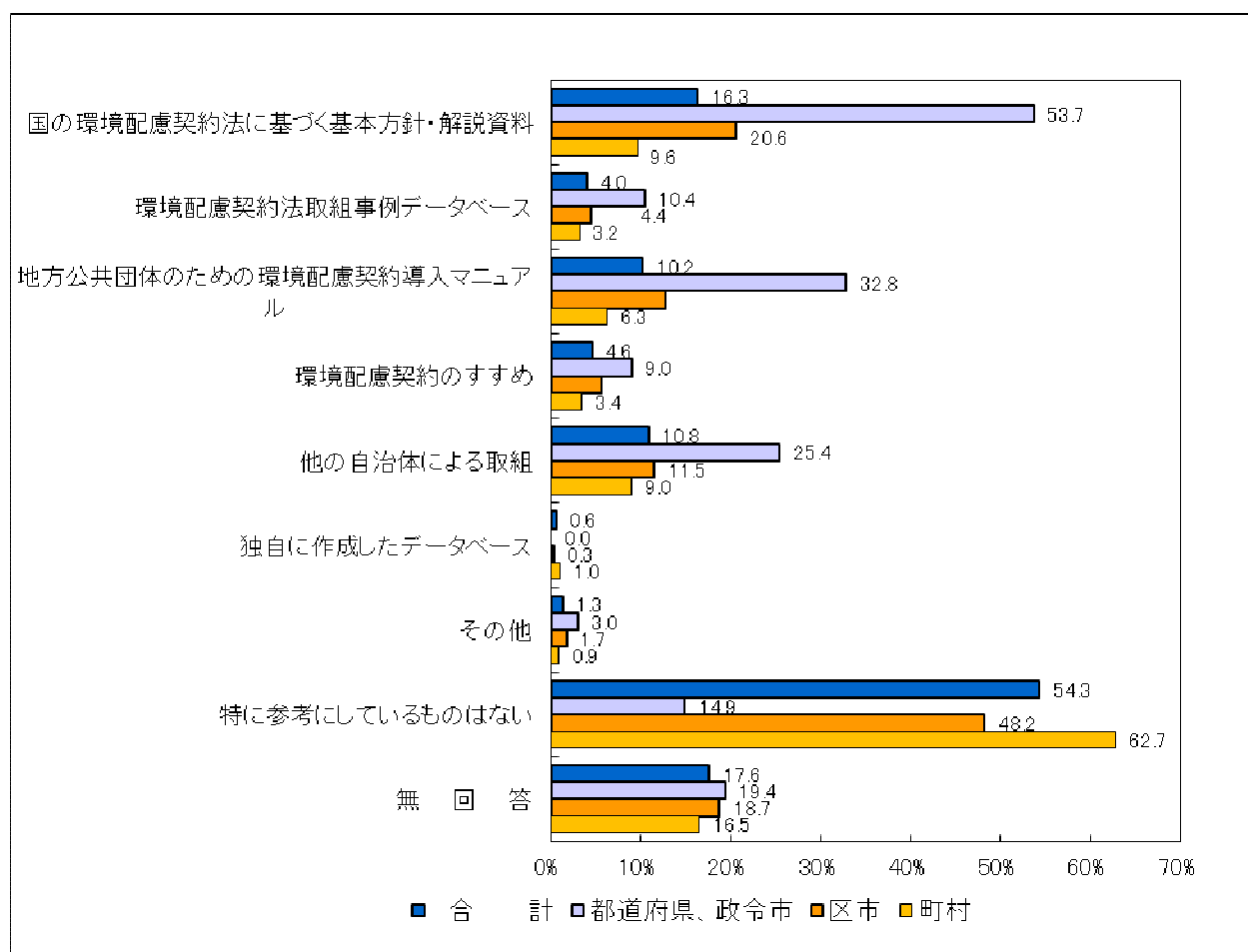


図 45 環境配慮契約に際して参考になっているもの

3-2-9 環境配慮契約実績の把握と公表について（問４－８）

環境配慮契約法では、地方公共団体が環境配慮契約の締結の実績を取りまとめ、公表することを努力義務として位置付けている（平成十九年法律第五十六号第十一条四項）。

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した団体の契約実績の把握状況は、電気、自動車、建築物を中心に取組まれ、全体の26～56%程度（母数の少ない船舶を除く）と低い。

規模別では、都道府県・政令市は、電気では約８割、およびESCO事業では100%実績を把握しているが、自動車や建築物では約３割から４割、産業廃棄物では14.3%となっている。産業廃棄物は区市、町村よりも低い割合を示す結果となっている。

■全体

表 51 環境配慮契約実績の把握（全体）

団体分類	件数	有	無	無回答
電気供給	230	129	98	3
	100.0	56.1	42.6	1.3
自動車購入及び賃貸借	389	138	242	9
	100.0	35.5	62.2	2.3
船舶調達	5	2	3	—
ESCO事業	23	12	11	—
	100.0	52.2	47.8	—
建築物設計	309	82	216	11
	100.0	26.5	69.9	3.6
産業廃棄物処理	179	49	123	7
	100.0	27.4	68.7	3.9

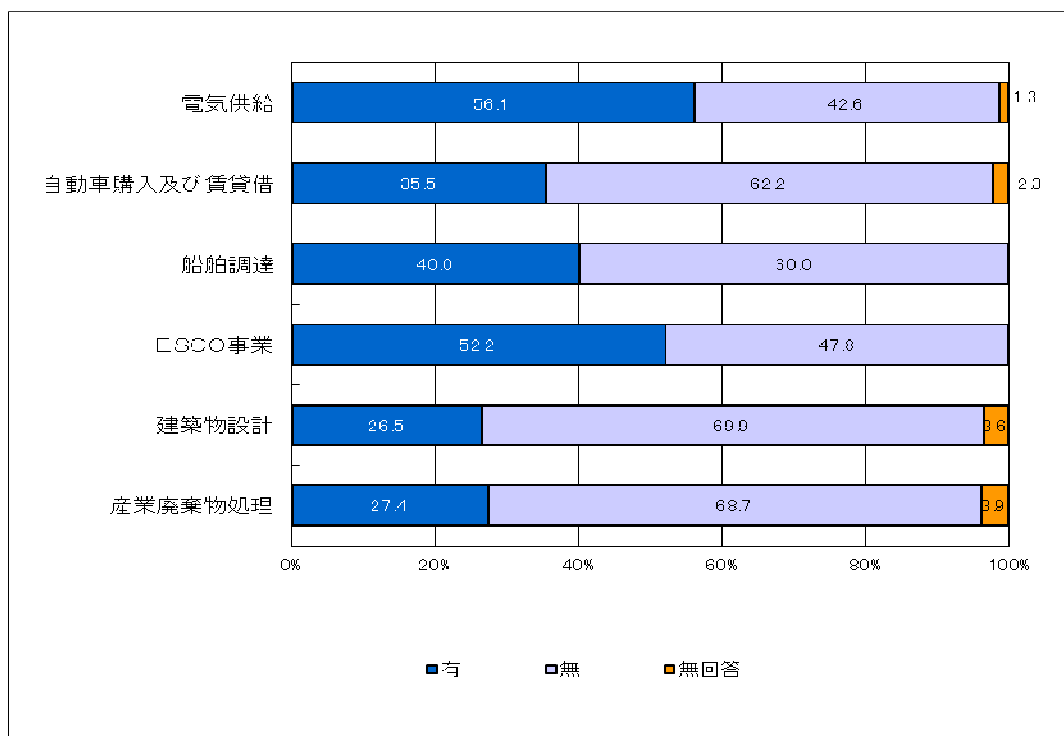


図 46 環境配慮契約実績の把握（全体）

■電気供給

表 52 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	230	129	98	3
	100.0	56.1	42.6	1.3
都道府県、政令市	28	22	6	—
	100.0	78.6	21.4	—
区市	156	91	62	3
	100.0	58.3	39.7	1.9
町村	46	16	30	—
	100.0	34.8	65.2	—

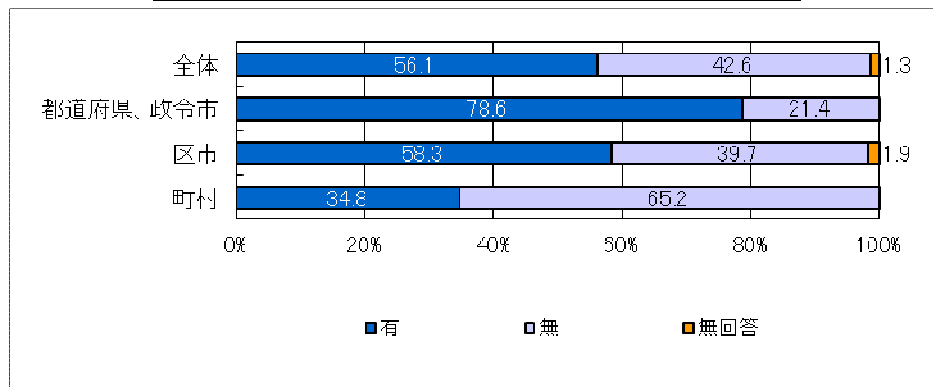


図 47 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

■自動車の購入及び賃貸借

表 53 環境配慮契約実績の把握（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	389	138	242	9
	100.0	35.5	62.2	2.3
都道府県、政令市	21	9	11	1
	100.0	42.9	52.4	4.8
区市	214	78	130	6
	100.0	36.4	60.7	2.8
町村	154	51	101	2
	100.0	33.1	65.6	1.3

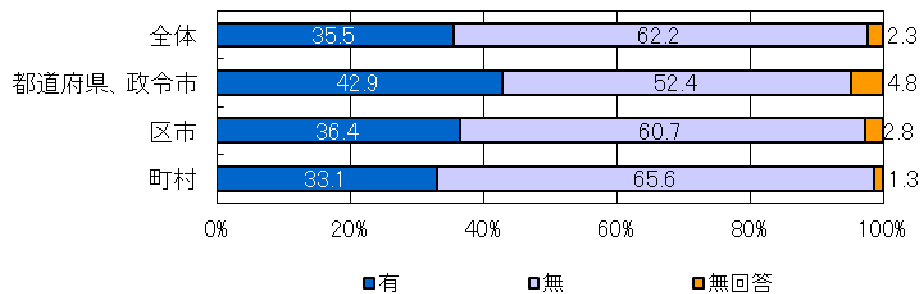


図 48 環境配慮契約実績の把握（自動車の購入及び賃貸借）

■船舶調達

表 54 環境配慮契約実績の把握（船舶調達）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	5 100.0	2 40.0	3 60.0	—
都道府県、政令市	—	—	—	—
区市	4 100.0	2 50.0	2 50.0	—
町村	1 100.0	—	1 100.0	—

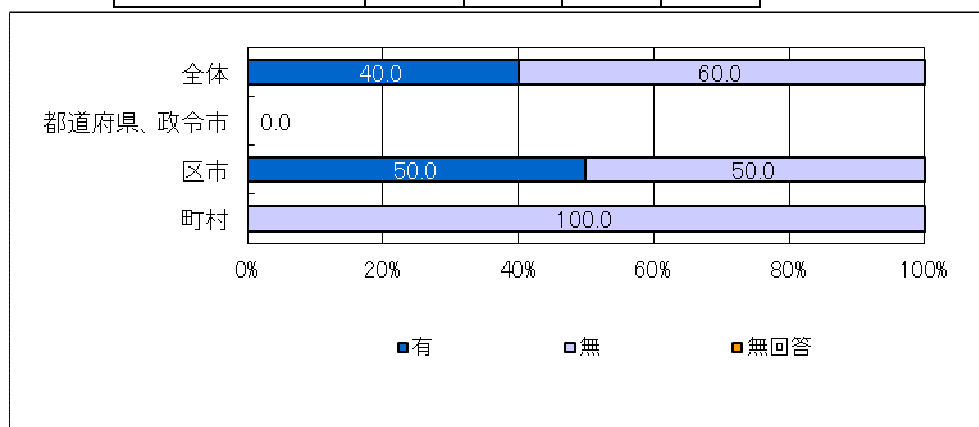


図 49 環境配慮契約実績の把握（船舶調達）

■ESCO 事業

表 55 環境配慮契約実績の把握（ESCO 事業）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	23 100.0	12 52.2	11 47.8	—
都道府県、政令市	5 100.0	5 100.0	—	—
区市	15 100.0	6 40.0	9 60.0	—
町村	3 100.0	1 33.3	2 66.7	—

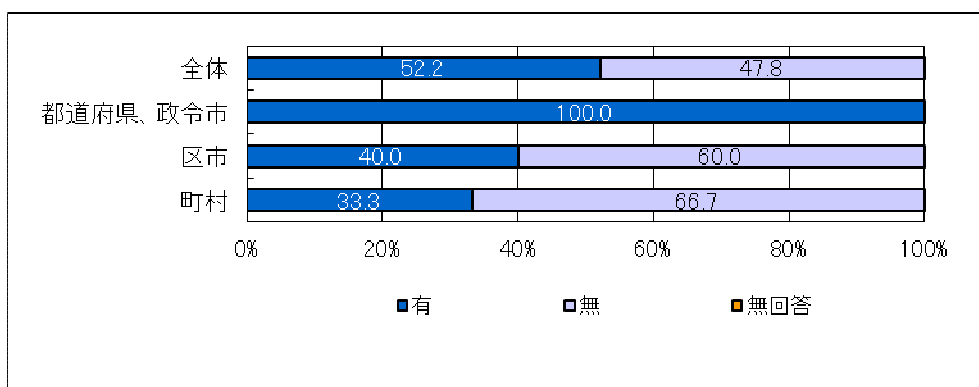


図 50 環境配慮契約実績の把握（ESCO 事業）

■建築物設計

表 56 環境配慮契約実績の把握（建築物設計）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	309	82	216	11
	100.0	26.5	69.9	3.6
都道府県、政令市	20	6	13	1
	100.0	30.0	65.0	5.0
区市	162	43	112	7
	100.0	26.5	69.1	4.3
町村	127	33	91	3
	100.0	26.0	71.7	2.4

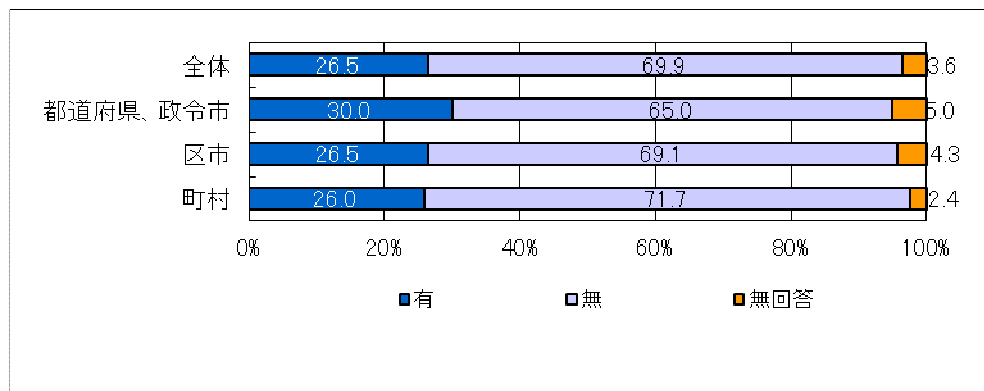


図 51 環境配慮契約実績の把握（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 57 環境配慮契約実績の把握（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	有	無	無回答
合 計	179	49	123	7
	100.0	27.4	68.7	3.9
都道府県、政令市	7	1	5	1
	100.0	14.3	71.4	14.3
区市	113	32	75	6
	100.0	28.3	66.4	5.3
町村	59	16	43	
	100.0	27.1	72.9	－

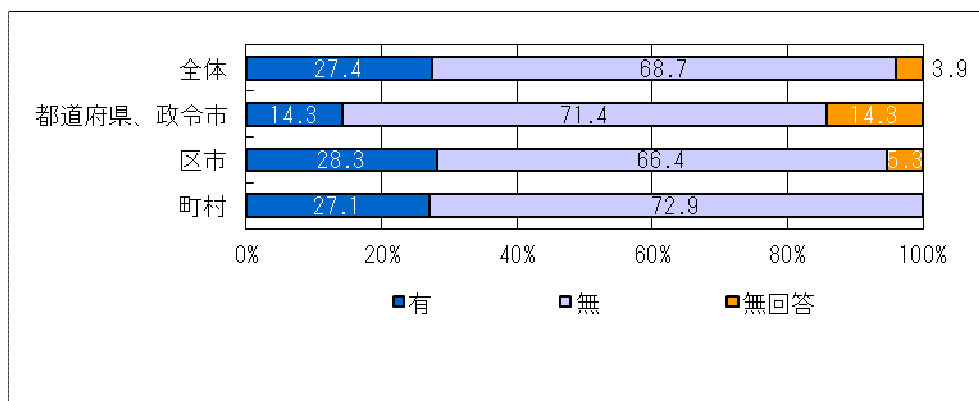


図 52 環境配慮契約実績の把握

3-2-10 環境配慮契約の効果およびその定量把握（問４－９）

■環境配慮契約の効果

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 574 団体に、環境配慮契約の効果を確認したところ「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの削減効果」等が挙げられた。

都道府県・政令市では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」が 30.8%となり、「わからない」と回答した団体も 28.2%を占めている。

表 58 環境配慮契約の効果

団体分類	件数	減効果による環境負荷の低減	温室効果ガス等の削減	減効果によるトータルコストの削減	職員の意識啓発効果	上企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
合 計	574	63	53	41	16	293	2	169	
	100.0	11.0	9.2	7.1	2.8	51.0	0.3	29.4	
都道府県、政令市	39	12	11	10	6	11		7	
	100.0	30.8	28.2	25.6	15.4	28.2	—	17.9	
区市	322	34	30	20	9	158	2	98	
	100.0	10.6	9.3	6.2	2.8	49.1	0.6	30.4	
町村	213	17	12	11	1	124		64	
	100.0	8.0	5.6	5.2	0.5	58.2	—	30.0	

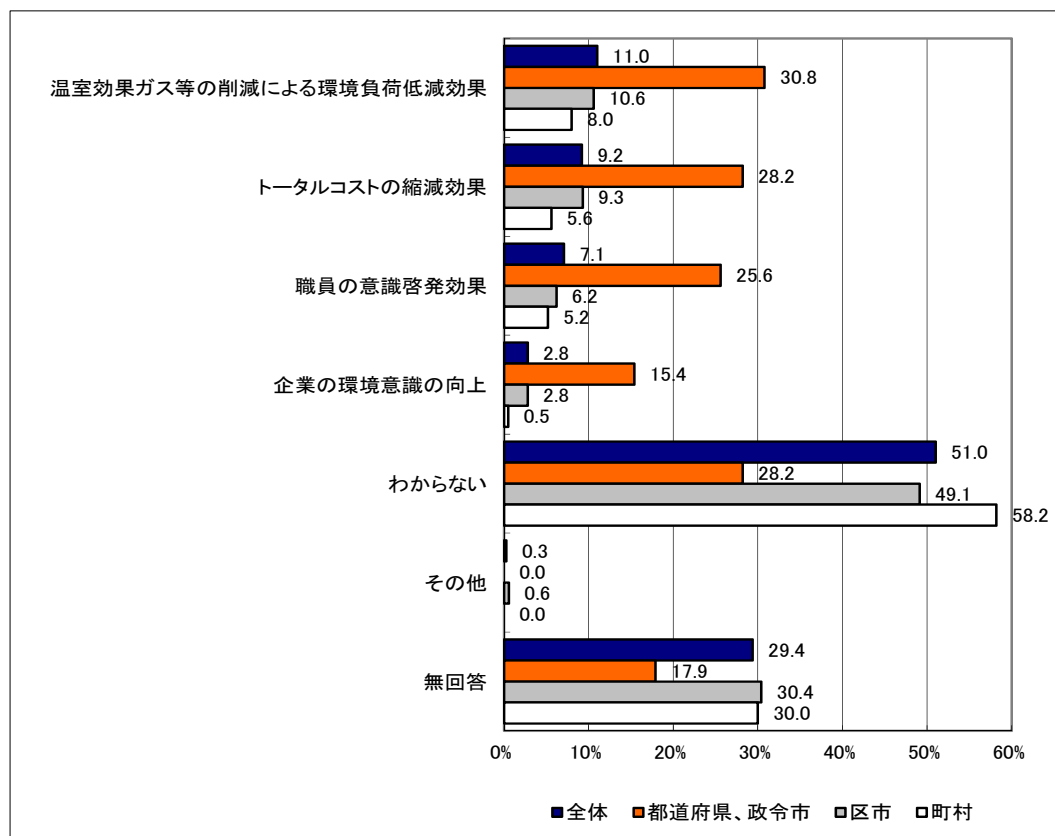


図 53 効果把握事例

■環境配慮契約の定量把握

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 574 団体に、環境配慮契約の定量把握の状況を確認したところ、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」が挙げられた。

都道府県・政令市では、環境配慮契約の定量把握が 4 割程度にとどまり、約 2 割が「わからない」と回答している。環境配慮契約の定量把握のための手法事例等を検討し、公表していくことが必要と考えられる。

表 59 環境配慮契約の定量把握の状況

団体分類	件数	減効果による環境負荷の低減	温室効果ガス等の削減	減効果によるトータルコストの縮減	職員の意識啓発効果	上企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
合 計	574	36	26	3	7	243	1	280	
	100.0	6.3	4.5	0.5	1.2	42.3	0.2	48.8	
都道府県、政令市	39	8	7	1	9	20	1	20	
	100.0	20.5	17.9	2.6	23.1	51.3	2.6	51.3	
区市	322	22	14	1	5	132	1	158	
	100.0	6.8	4.3	0.3	1.6	41.0	0.3	49.1	
町村	213	6	5	2	1	102	1	102	
	100.0	2.8	2.3	0.9	0.5	47.9	0.5	47.9	

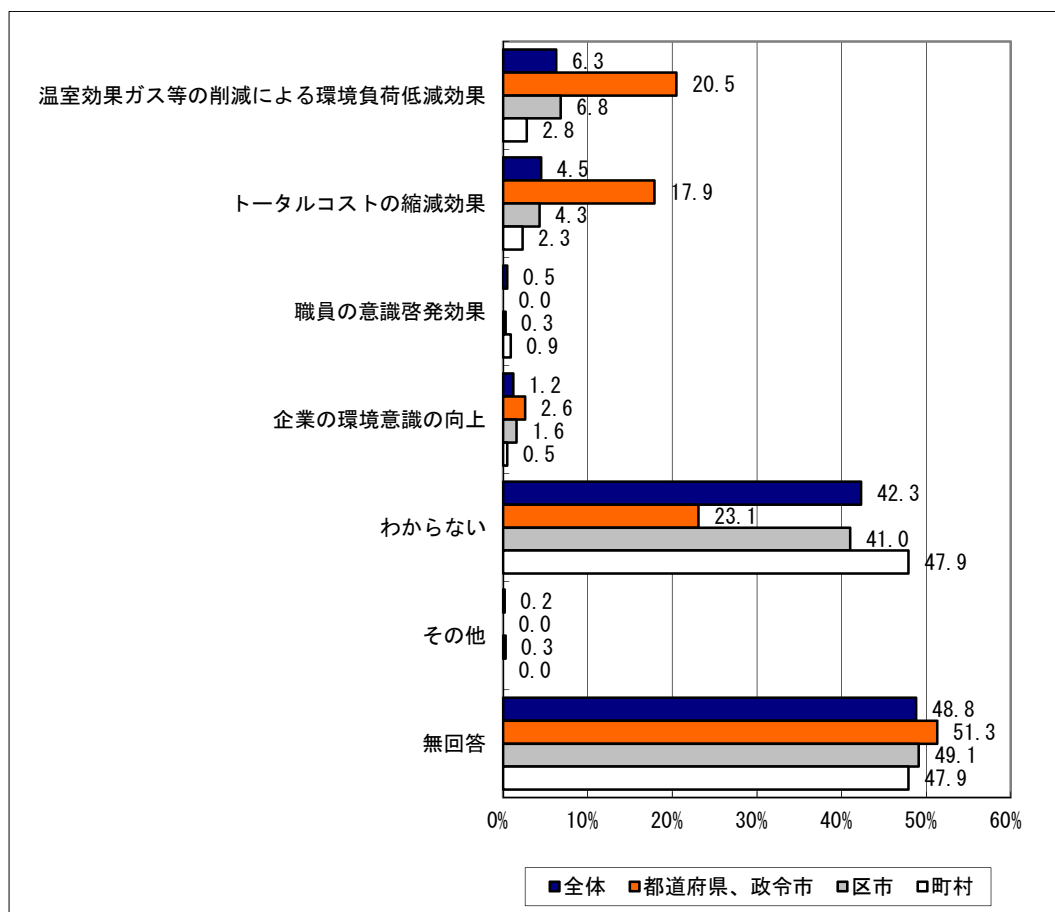


図 54 環境配慮契約の定量把握の状況

3-2-11 定量効果の把握における具体的な方法（問４－１０）

具体的な方法としては、電気では、PPS に変更したことによる従来の一般電気事業者との温室効果ガス排出量の差を算定する事例や、ESCO 事業によるエネルギー使用量や光熱水費の削減効果を算出する事例が挙げられる。

また、分類ごとの効果把握だけでなく、福井県勝山市のように入札時における事業者選定に際して、環境への取組を評価項目とするなどの地方公共団体の独自の環境配慮契約の取組も行われている。

表 60 定量効果の把握における具体的な方法

北海道	南幌町	南幌町地球温暖化対策実行計画の中で、温室効果ガス（CO ₂ ）削減の取組を行っている
宮城県	利府町	電気などの使用量等について把握している。消耗品等の購入数量について把握している。
山形県	酒田市	請求書により金額を把握
茨城県	稲敷市	エネルギー使用料の CO ₂ 換算
栃木県	栃木県	栃木県地球温暖化対策実行計画において目標を定め、温室効果ガス排出量を把握している。
栃木県	宇都宮市	環境配慮契約を導入しなかったときとの積算での比較。
栃木県	足利市	ESCO 事業については、蛍光灯から LED にした際、削減した電力量に CO ₂ 削減計数を乗じて削減量を把握している。
群馬県	群馬県	・ESCO 事業報告書 ・電力入札額
埼玉県	小川町	特定電気事業者からの電力購入により、時間ごとの使用電力量が把握できるようになり、節電への取り組みがし易くなった。また、各施設の電力使用量の削減に繋がった。
千葉県	市川市	電気使用実績に、東京電力の調整後排出係数から、新電力の調整後排出係数を引いた値をかけることにより算出している。
東京都	中央区	電気使用量から温室効果ガス排出量を算出している。
東京都	新宿区	毎年、区有施設のエネルギー使用量及びごみ排出量等について集計し、温室効果ガス排出量を算定している。
東京都	台東区	台東区地球温暖化対策推進実行計画における対象施設のエネルギー使用量による温室効果ガス算定。
東京都	大田区	【電気の供給を受ける契約】一般電気事業者である東京電力を比較指標として、独自にその効果を算定している。
東京都	世田谷区	光熱水やエネルギーの使用量により把握
東京都	豊島区	自動車を導入したら報告書をもらっている。
東京都	北区	PPS と一般電気事業者における、温室効果ガス排出係数より算定
東京都	板橋区	温室効果ガス：各施設等の電気使用量に、各施設等が契約している電気事業者の CO ₂ 排出係数を乗じて、温室効果ガス排出量を算出し、効果等を把握している。
東京都	八王子市	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に係る調査にいて、各所管へ照会し確認している。
東京都	武蔵野市	従来契約との比較。
東京都	府中市	電気の供給を受ける契約について、PPS との契約を行い PPS を活用しなかった場合のコストと比べ、どのぐらいコストが削減できたのかを算出している。
東京都	町田市	PPS との電気需給契約では、東京電力と契約した場合との料金の差額がわかる。また、入札参加資格要件として、「一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給に係る電気の実排出係数及び調整後排出係数」のうち、「調整後排出係数」が環境省が公表している「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づく代替値未満であることを求めている。
東京都	日野市	電力調整契約において、使用量が数値で把握できるため、従来とのコスト比較ができる。
東京都	羽村市	統合実行計画報告制度
東京都	あきる野市	「温室効果ガスの削減による環境負荷低減効果」及び「トータルコストの縮減効果」については、地域電力会社である東京電力㈱であった場合と実際に契約した新電力（特定規模電気事業者（PPS））の、それぞれの CO ₂ 排出係数及び単価を用いて、実際に使用した電力量を基にして、定量的な効果を把握している。
神奈川県	横浜市	○電力・都市ガス消費量の実績 ○設備機器仕様からの省エネ効果等算出
神奈川県	鎌倉市	電気の供給をうける契約での、温室効果ガス排出量、電気料金を PPS と東京電力とで比較計算。
神奈川県	厚木市	電気の排出係数と使用量から
新潟県	新潟市	契約担当課からの契約結果、エネルギー使用実績等の報告
福井県	勝山市	総合評価落札方式による入札案件で、事業者の環境美化活動を評価項目として取り扱っている。
静岡県	焼津市	エコアクション 21 による庁内実績の把握。
愛知県	愛知県	・契約実績のある所属からの聞き取り
愛知県	名古屋市	中部電力と契約した場合の温室効果ガスの排出量、トータルコストとの比較をしている。
愛知県	蒲郡市	各車両の走行距離と給油量の調査

三重県	四日市市	落札業者と中部電力(株)の二酸化炭素排出量と電気料金を計算している。
滋賀県	大津市	・二酸化炭素の削減量については、平成 26 年度とそれ以前の入札落札業者との二酸化炭素排出係数を用いて算出した二酸化炭素の排出量の比較により、把握している。・トータルコストについては、平成 26 年度とそれ以前の入札落札業者との落札額及び支払った電気使用料金の比較により把握している。
京都府	京都府	E S C O 事業において、電力の測定を実施。効果を把握している。
大阪府	堺市	要綱の中で入札結果を送付するよう取り決め、入札業者や落札金額等の把握を行っている。
兵庫県	伊丹市	関西電力㈱と PPP 事業者によるコストの差を確認した。
奈良県	奈良県	入札参加企業は年々増加している。(H21 3 社→H27 7 社)
岡山県	備前市	電力使用量の推移を把握している
徳島県	美馬市	電気及びガス等の使用料及び使用量の調査
徳島県	板野町	前年の実績と対比。
高知県	梼原町	平成 2 6 年度より CO2 削減調査について実行している。

3-2-12 契約類型 6 分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等（問 4 － 1 1）

環境配慮契約法の 6 種類以外で実施している契約、又は環境配慮契約法に追加すべき契約を尋ねた質問に対して、以下の回答が得られた。

表 61 契約類型 6 分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等

愛知県	新城市	地方自治体が単独かつ短期間で案件調達をできる仕組みが必要であると考えます。(有識者等の意見聴取なしでもできる仕組みづくり等)
-----	-----	--

3-2-13 都道府県別の取組状況（都道府県別）

環境配慮契約の方針を単独で策定している地方公共団体の割合が高い都道府県は、東京都 31.7%、神奈川県 23.5%、兵庫県 15.0%等となっている。環境配慮契約の取組を定めていない都道府県は、秋田県、沖縄県であった。

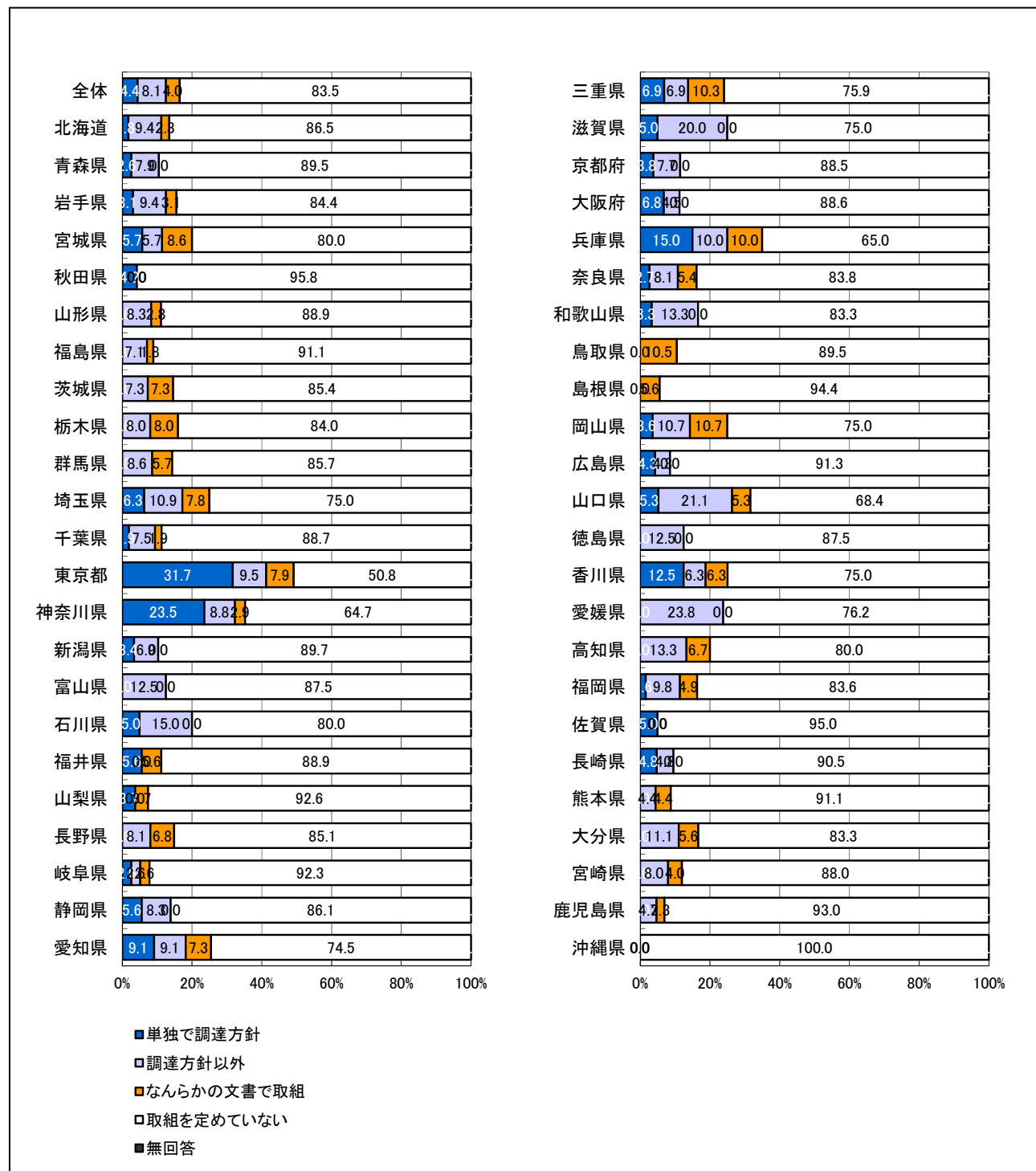


図 55 都道府県別の取組状況（環境配慮契約）

（グリーン購入法と環境配慮促進法に係る質問事項（問3－1～問3－10、問5－1～問5－9）についての調査結果は掲載していない）